令和7年度介護事業実態調査 (介護事業経営概況調査)

記入要領

調査対象サービスは

介護医療院

です。

(※調査票表紙の調査対象サービス名をご確認ください)

令和7年度介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)では、オンラインによる回答を推奨しています。

オンラインで回答する場合は、調査専用ホームページから電子調査 票をダウンロードして回答ください。

専用ホームページ

https://r7-keiei.kaigo-survey.mhlw.go.jp

- ※オンラインによる回答を推奨しておりますので 積極的にご活用ください。
- ※オンラインでの回答が難しい場合は、 紙の調査票にてご回答ください。



※裏表紙にチェックリストがありますので、提出前に記入内容をご確認ください。

本調査に関するお問い合わせ先

厚生労働省老健局老人保健課 介護事業実態調査事務局

電話:0120-106-615 (フリーダイヤル・通話無料)

【受付時間】9:30 ~ 18:00(土日、祝日は除く)

目 次

1. 調査の概要1
2. 調査についての注意事項
3. 記入要領 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
記入の流れ・・・・・・・・・・ 5
表紙
問 1 施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
問 2 建物の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
問3 職員数と職員給与・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
問4 (1) 事業収益
問4 (2) 財務活動等による支出
問4 (3) 事業費用22
参考資料
[1] 問1(4)会計区分の考え方
[2] 問1 (7)「延べ利用者数等」の欄に記入する内容30
[3] 問3 換算人員の計算方法
[4] 問3 職員数と職員給与に関するよくある質問
[5] 問4 (1) 事業収益に関するよくある質問
[6] 問4 (3) 消費税非課税となる費用一覧36
[7] 問4(3)勘定科目一覧表

1 調査の概要

[1]調査の主体

厚生労働省が実施します。

[2]調査の目的

介護保険法において、介護報酬は各サービスの平均的な費用の額等を勘案して設定することとしています。この調査では、各々の介護サービスについての費用等の実態を明らかにし、介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的としています。

[3] 調査対象の選定方法

調査対象となる指定施設・事業所を、級地区分、施設・事業所規模別に層化し、1/1~1/25 の抽出率 (抽出率は調査対象サービスによって異なります)により無作為に客体を選定しました。

[4]調査票提出のお願い

- 紙の調査票の場合

令和7年7月7日(月)

同封の返信用封筒に封入の上、期限までに投函ください。

オンラインによる回答と比べ、提出期限が1週間早いためご注意ください。

・オンラインによる回答の場合

令和7年7月14日(月)

本調査では、オンラインによる回答を推奨しています。

調査専用ホームページ(https://r7-keiei.kaigo-survey.mhlw.go.jp)から電子調査票をダウンロードいただき、回答を入力後、同ホームページを通じてご提出ください。

※詳細は、同封の「令和7年度介護事業実態調査の回答には、ぜひインターネットをご活用ください!」をご覧ください。

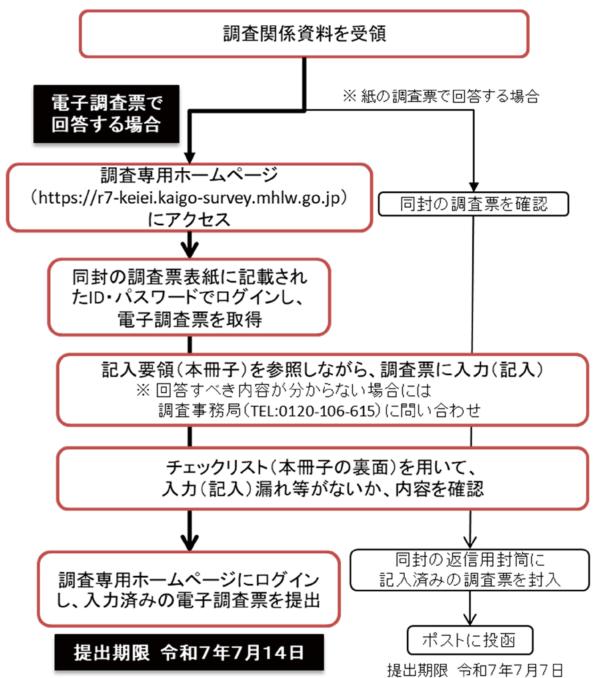
※提出期限が決算期と重なる場合は、決算後速やかに提出いただきますようお願いいたします。

[5]回答に必要な資料

回答にあたり、以下の資料をご用意いただくと、スムーズに回答いただけます。

<u> </u>	The annual reservoir and an arrangement of the second of t
設問	対応する資料(代表的なもの)
問1施設の概要	・ 令和7年4月時点の施設・事業所の利用者数等が分かる資料
問2建物の状況	・ 令和7年4月時点の施設・事業所の建物面積や償却状況が分かる資料 (固定資産台帳等)
問3職員数と	・ 令和7年4月時点の職員の配置が分かる資料(シフト表等)
職員給与	・ 職員の給与支給を管理している資料(賃金台帳等)
問4(1)事業収益~	・ 施設・事業所の令和5、6年度の決算資料(損益計算書又は事業活動
(3)事業費用	計算書、キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書等)
	・ 毎月の介護料収益等が分かる資料(国民健康保険団体連合会から送ら
	れてくる明細等)
	・ 利用者から徴収する保険外の利用料を管理している資料(帳簿等)

●本調査の回答の流れ●



〇本調査では、オンラインによる回答を推奨しています。

電子調査票(Excel ファイル)では、以下の機能が活用できます。

- · 回答欄には自動チェックにより誤回答を防止する機能が備わっています。
- ・ 問3「職員数と職員給与」を計算するための補助機能「簡易計算シート」が使えます。
 - 問4(1)事業収益~(3)事業費用の合計値が自動計算されるため、手元で計算する手間が省けます。
- ・・最後までご回答いただくと、貴事業所の経営状況に関する参考指標が自動計算の上表示されます。
- ・調査票の提出後でも、ファイルを再アップロードするだけで簡単に回答の修正ができます。

3

2 調査についての注意事項

[1] 調査全体に関する注意事項

- ・この調査は統計法に基づき実施するものであり、調査報告の秘密は厳守されます。行政上の経営管理 や税務調査のための資料といった、統計の作成以外の目的に使用されることはありません。
- ・この調査は、施設・事業所の経営に関する事項を調査するものです。したがって病院又は診療所等の事業と家計の両方にわたり、共通で利用されるものについては両者を区分けし、<u>事業に利用される</u>部分のみを正確に記入してください。
- ・事業の休止や廃止をした場合は、調査票表紙の活動状況欄の該当箇所に記載し、そのまま返送ください。(調査票内の回答は不要です。)
- ・調査対象サービス以外の介護保険サービスを併設している場合、<u>1 つの施設又は事業所に、調査票が</u>複数届くことがありますが、調査対象サービスがそれぞれ異なっておりますので、お手数ですがすべての調査票に記入のうえ、提出してください。ただし、併設している介護保険サービスも含めた損益計算書を作成していて、調査対象サービスのみの収益と費用を区分していない場合は、問4(1)、(3)のみ同じ内容を記入して頂くことになりますので、2 通目以降は問4(1)、(3)のコピーを同封して頂いても構いません。ただし、問4(1)、(3)以外のページについては記入する内容が異なりますので、サービスごとに別途記入してください。
- ・調査票に記入した内容についてお問い合わせする場合がありますので、その際はご対応いただきますようお願い申し上げます。

[2]調査票の記入に際しての注意事項

電子調査票と紙調査票に共通する注意事項

- ・回答が「O」(ゼロ)の場合は、「O」(ゼロ)を必ず記入してください。たとえば、回答人数が 0人、あるいは回答金額が 0円の場合は、無記入ではなく、必ず「O」(ゼロ)と記入してください。
- ・数字を記入する場合は、すべて算用数字(1,2,3…)で記入してください。
- 金額は円単位で記入しますが、円未満の端数は四捨五入してください。

紙調査票に記入する場合の注意事項

- HBの黒鉛筆又は黒のボールペンを使って、楷書の書体で明確に記入してください。
- ・桁のある欄に数字を記入する場合は、右詰めで記入してください。
- ・回答欄の数字に○をつける場合は、該当する番号を○で囲んでください。

【例】

1. 単独会計



・黒塗りとなっている合計欄への記入は不要です。

[3] 調査票の記入内容に関する注意事項

- ・期間に指定のないものは、令和7年4月30日現在の実績について記入してください。
- ・記入内容について確認させていただく場合がありますので、調査票の表紙の欄に、貴施設・事業所の 電話番号、FAX 番号、E メールアドレス及び回答担当者名について必ず記入してください。
- ・開設主体である自治体等から運営の委託を受けている場合は、委託元から受ける委託費ではなく、提供した介護サービスに対する介護報酬を記入してください。介護報酬額が不明な場合は、委託元から介護報酬等収益に関しての情報提供を受ける等して、記入してください。
- ・記入内容ごとに担当が異なる場合は、お手数ですが、電子調査票の活用等により関係部署・担当者の 間で記入を分担し、取りまとめの上、ご回答ください。
- ・ご不明な点があれば、表紙に記載のコールセンターまでお問い合わせください。

3

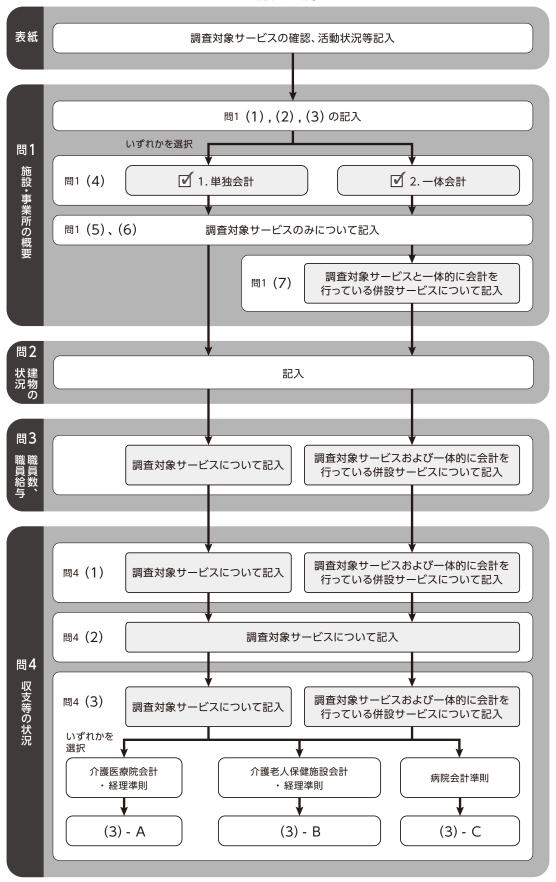
記入要領

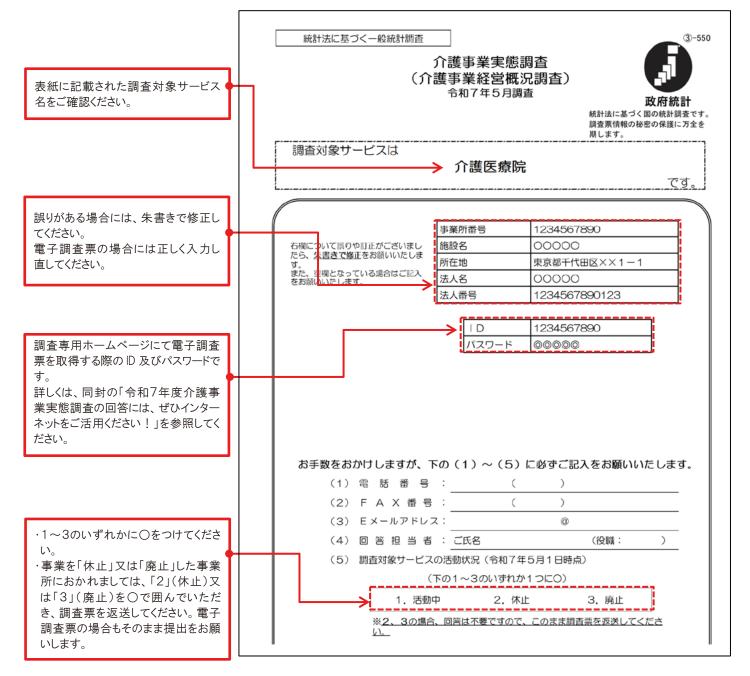
問4(2)

3 記入要領

記入の流れ

記入の流れ





照してください)

問4(3)

問1 施設の概要(問1(1)~(4))

☞ 調査票の2ページ

施設の概要についておうかがいします。 事業を開始した年月を西暦で記入してく 西曆 ださい。 2. 市区町村 1. 都道府県 3. 広域連合・一部事務組合 4. 日本赤十字社·社会保険関係団体 **(5.)**医療法人 6. 社会福祉協議会 7. 社会福祉法人(社会福祉協議会以外) 8. 社団·財団法人 10.1~9以外 (3) 調査対象サービスにおける会計の期間について、該当する番号にOをつけてください。3、を選んだ場合は、あわせて期間も記入してください。 1. 年単位 (1月1日~12月31日) (2)年度単位 (4月1日~翌3月31日) 3. その他 (月 日~翌 日) 該当する番号に○をつけてください。 令和5年度 令和6年度 (詳しくは 28 ページの参考資料[1]を参

単独会計: 調査対象サービスごとに費用が区分できているもの

一体会計:調査対象サービスに係る費用とそれ以外の併設サービス等に 係る費用を区分せず一体で計上しているもの

1

2

2

調査の概要

問4(2)

● サービスの実績については、介護用品費、消耗器具備品費等の経費を調査対象サービス分とそれ以外に按分する際に利用しますので、必ず記入をお願いします。

・4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時 現在の在所者の合計数を要介護度別 に記入してください。

・短期入所療養介護の利用者について はここに含めずに、下記の短期入所療 養介護の欄に記入してください。 調査対象サービスの実績を記入してください。

	介護医療院							
			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	その他※
	I型	実利用者数	1人	1人	3人	20人	20人	0人
1	療養床	延べ在所者数	27人	24人	87人	580人	580人	0人
	Ⅱ型	実利用者数	1人	2人	2人	10人	10人	0人
+	療養床	延べ在所者敷	27人	58人	60人	290人	290人	0人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や、要↑護認定申請中の人を計上してください。

たとえば、4 月 1 日 \sim 30 日の間、要介護 3 の在所者が 3 名で、延べ 3 日の外泊があった場合、「延べ在所者数」は、 $3(人)\times30(日)-3(日)=87$ 人となります。

この点線内は、短期入所療養介護、及び介護予防短期入所療養介護について記入してください。

4月1日~30日までの、各日24時現在の利用者数の合計を、要介護度別に記入してください。

- ・併設する病院等の実績を記入してく ださい。
- ·調査対象となった介護医療院と別に 指定を受けている他の介護医療院が 併設している場合には、併設する介 護医療院の利用者数も実績に含めて ください。
- ・通所リハビリテーションを併設している場合など、他の介護保険サービスに係る実績はここには記入せず、問1(7)にご記入ください。

要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5 実利用者数 1人 1人 0人 2人 1人 0人 → 延べ利用者數 10人 20人 0人 30人 10 0人

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人を計上してください。

↑護予防短期入所療養介護

→ 延べ利用者数	0人	0人	0人	
実利用者数	0人	0人	0人	
	要支援1	要支援2	その他※	

※ その他には、非該当であって自費でサービスを利用している人や要支援認定申請中の人を計上してください。

上記以外の実績を記入してください。

此及力の天順と記	700 00000
病床数	延べ在院者数
50床	1200人

	患者数
外来	180人

蘋

4 (2)

問1 施設の概要 (つづき) (問1 (6))

☞ 調査票の3ページ

● 調査対象サービスにおいて導入している介護テクノロジー(介護ロボットや ICT 等)について、 以下の内容を参照の上、あてはまる番号に○をつけてください。

介護テクノロジーの具体例に ついては、以下をご覧くださ い。 (6) 調査対象サービスにおける合和7年4月末時点の介護テクノロジー(介護ロボットやICT等)の導入状況について、 導入している番号に〇をつけてください。(複数回答可)

※ 介護テクノロジー(介護ロボットやICT等)の具体例については、記入要領を参照してください。

- 1. 移乗支援機器
- 4. 入浴支援機器
- 7. 機能訓練支援機器
- 10. その他

- 2 移動支援機器
- 5. 見守り・コミュニケーション機器
- 8. 食事・栄養管理支援機器
- 11. 介護テクノロジーを導入していない
- 3. 排泄支援機器
- 6. 介護業務支援機器(介護記録ソフト等)
- 9. 認知症生活支援・認知症ケア支援機器

1. 移乗支援機器(※介護用リフトを導入している場合、こちらを選択してください。)





2. 移動支援機器





高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器



移動支援(装着)

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩 行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移 動支援機器



3. 排泄支援機器



排泄支援(動作支援)

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等 の排泄の一連の動作を支援する機器



排泄支援(排泄予測・検知)

排泄を予測又は検知し、排泄タイミングの把握や トイレへの誘導を支援する機器





4. 入浴支援機器



問4(2)

5. 見守り・コミュニケーション機器







6. 介護業務支援機器(介護記録ソフト等)



8. 食事・栄養管理支援機器



7. 機能訓練支援機器



9. 認知症生活支援・認知症ケア支援機



● それぞれの機器の詳細については、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001268136.pdf) を参照してください。

問1 施設の概要 (つづき) (問1 (7))

- サービスの実績については、消耗品費、消耗器具備品費等の経費を調査対象サービス分とそれ以外に按分する際に利用しますので、必ず記入をお願いします。
- ●問1(4)の回答により、記入する内容が異なります。
- ●問1(4)において

「1. 単独会計」と回答した場合

下記の問1(7)は記入不要です。

「2. 一体会計」と回答した場合

下記の問1(7)に関して、会計を一体的に行っている**併設の介護保険サービス**について記入してください。

☞ 調査票の 4 ページ

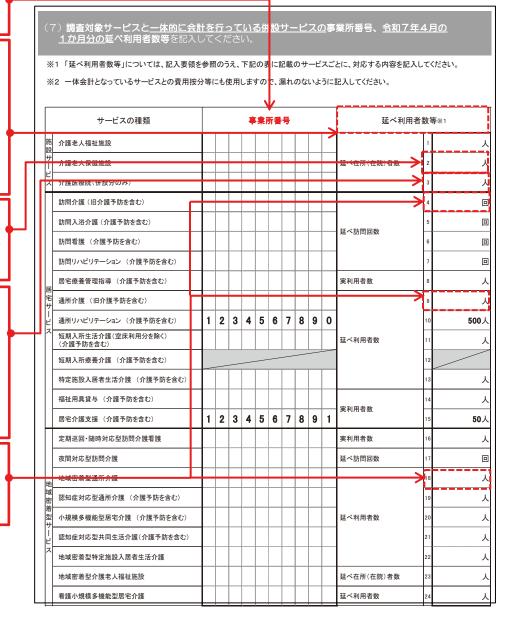
介護サービスと介護予防サービスの指定を両方受けている場合は、介護サービスの事業所番号を記入してください。

- ・調査対象サービスと一体的に会計を行っているサービスの「延べ利用者数等」 を記入してください。
- ・「延べ利用者数等」に記入すべき内容については、30 ページの参考資料[2] の説明を参照してください。
- ・「延べ利用者数等」は介護サービスと 介護予防サービスの両方の実績を合 わせた数値を記入してください。

介護老人保健施設で提供されている短期入所療養介護(介護予防を含む)のサービス提供実績も含めて記入してください。

- ・調査対象となった介護医療院と別に指定を受けている他の介護医療院が併設しており、一体的に会計を行っている場合に、併設の介護医療院のサービス提供実績を記入してください。
- ・併設する介護医療院内で提供されている短期入所療養介護(介護予防を含む)のサービス提供実績も含めて記入してください。

訪問介護、通所介護及び地域密着型 通所介護については、総合事業(従前 相当)の指定を受けた場合、総合事業 対象者分も含めてください。



670m²

2500 m²

● 建物の状況(面積)については、光熱水費、土地・建物賃借料、建物減価償却費等の経費を調査対象サービス分とそれ以外に按分する際に利用しますので、必ず記入をお願いします。

- 床面積はすべて小数点以下第1位を四捨五入し、整数で記入してください。
- 共用部分を有する場合の記入については、次ページの例示を参照してください。

令和7年4月時点で調査対象サービスにおいて使用している建物の建築年月を記入してください。建築年月の異なる建物が併存する場合には、調査対象サービスにおいて使用している主要な建物で令和6年度の減価償却費が最も大きい建物について記入してください。

1 に記入した建物の保有形態について、 該当する番号に○をつけてください。ファ イナンスリースの場合は「1. 自己所有」 を選択してください。

保有形態が「1. 自己所有」の場合、1に記入した建物の取得価額、耐用年数を記入してください。また、建物の減価償却方法について、該当する番号に○をつけてください。

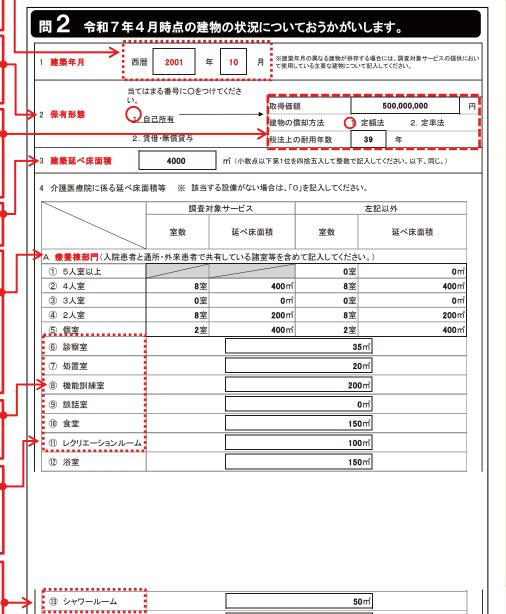
施設全体の延べ床面積を内のり(壁の内側から測ったもの)で記入してくださ

- ・介護医療院の指定を受けた療養床の 延べ床面積を、調査対象サービス部 分とそれ以外の部分に分けて、それぞ れ記入してください。通所・外来部門と 共用している諸室も含めてください。
- ・併設しているサービスの諸室を共用している場合には、当該部分の面積は含めないでください。

「⑧機能訓練室」には、デイ・ルーム及び 老人性認知症疾患療養病棟の生活機 能回復訓練室を含みます。

「⑥診察室」~「⑪レクリエーションルーム」を共用している場合は、当該部分の延べ床面積を共用している部屋のいずれかに記入してください。共用している部屋両方に面積を記入しないでください。

- ・更衣室の床面積も含めてください。
- ·「⑤個室」に設置されているシャワール ームの延べ床面積は計上しないでくだ さい。



14 その他

療養棟部門合計

- ・通所・外来患者だけが利用する部分の 延べ床面積を記入してください。ただし、 併設しているサービスの諸室を共用して いる場合には、当該部分の面積は含め ないでください。
- ・医療保険適用の延べ床面積について は、重度認知症疾患デイ・ケア、リハビリ テーション、精神科作業療法、精神科デ イ・ケア(ナイト・ケア、デイ・ナイト・ケアを 含む)の専用面積について記入してくだ さい。介護と医療で共用している諸室に ついては、両者に重複して記入してくださ
- ·院長室、応接室、事務室等の管理·運 営関係の諸室及び、上記 A、Bに含まれ ない部分の面積を記入してください。
- ・ここでいう「給食部」とは、調理室、食品 庫、洗浄室、配膳車プール、給食事務 室、職員食堂などの諸室(給食部専用 の更衣室、休憩室、当直室などを含み ます)をさします。

B 通所・外来部門(通所・外来患者だけて利用している諸室等を記入してください。) 医療保険適用 介護保険適用 **150** m ① 通所専用面積 ※1 通所介護 (旧介護予防含む) **0** m² **0** m² 認知症対応型通所介護 (介護予防含む) **0** m² ② 一般外来部・待合いホール 100 m ③ その他 **50** m 通所·外来部門合計 0m² C 管理部門等 ① 給食部 **300** m ② その他 870 m

さい。

地域密着型通所介護分も含めてくだ

1170m

問1(7)で記入をした、調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設 サービスのうち、問2の 4 の療養棟部門、通所・外来部門、管理部門等以外 のサービスに係る専用延べ床面積を記入してください。ただし、当該サービス に特定施設入居者生活介護が含まれる場合は、要支援・要介護者以外の 利用者へのサービス分も含みます。

※具体的にどの範囲を記入すべきかわからない場合は、調査事務局 (0120-106-615)までお問い合わせください。

●例1.200 mの機能訓練室を通所リハビリテーションと入院患者で共用している場合

管理部門等合計

5 4以外の介護保険サービス(※2)に係る専用延べ床面積

機能訓練室 200m²

- 4 A ⑧機能訓練室 → 200 ㎡
- ●4B①通所専用面積内 介護保険適用・「通所リハビリテーション」の 延べ床面積 → 0 ㎡
- ●例2.100 ㎡の部屋を、通所介護と医療保険のリハビリテーションで共用している場合

100m²

- ▶4B①通所専用面積内 介護保険適用・「通所介護」の延べ床面積
- $\rightarrow 100 \text{ m}^2$
- ■4B①通所専用面積内 医療保険適用の延べ床面積
 - \rightarrow 100 m²
- ●例3.介護医療院の 150 ㎡の食堂1室を、介護医療院の談話室として共用している場合
- 4 A⑩介護医療院の食堂
- 150 m²
- ●4A⑨介護医療院の談話室 → 延べ床面積は未記入

調査の概要

- 職員数と職員給与については、人件費等を調査対象サービス分とそれ以外に按分する際に利用しますの で、必ず記入をお願いします。必要な事項が正しく記入されていない場合は、調査票が無効となる可能 性もありますので、該当するページを参照し、正確に記入をしていただくようお願いします。
- 問1(4)の回答により、記入する内容が異なります。
- 問1(4)において

Г⊣	単独会計	 ᅩᄓ
1 1	田畑学士	7- E-C



本冊子の 15 ページから 16 ページを参照してください。

「2. 一体会計」と回答した場合



本冊子の 17 ページから 18 ページを参照してください。

.....

- 「換算人員の計算方法」、「よくある質問」を 32 ページ以降の参考資料に掲載しています。
- 電子調査票には、各職員の勤務実績(令和7年4月に勤務をした各職員の職種、勤務時間数、調査対 象サービスに従事した時間数)を入力すると、本問の回答欄に記入する数値が自動計算されるシート を用意しています。なお、電子調査票は以下の専用ホームページから取得することが可能です。

専用ホームページアドレス: https://r7-keiei.kaigo-survey.mhlw.go.jp

※紙の調査票にて回答している場合は、お手数ですが、上記専用ホームページから電子調査票を取得い ただき、「問3_簡易計算シート」と書かれたシートをご利用ください。

簡易計算シートのイメージ

【間3:職員数と職員給与等 簡易計算シート】

①本シートは、「問3:職員配置・給与等」の1~23の項目の入力を補助する簡易計算シートです。本シートへの入力内容は自動的に「q3」シートへ反映されます。 「24 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入」、「25 法定福利費」は「q3」シートに直接入力してください。

②貴事業所の1か月の所定労働時間を入力してください。 →

※ 管理者,医師,介護職員,生活相談員・支援相談員,栄養士

③入力例を参考に、以下の各行に職員一人ひとりの令和7年4月分の勤務実績を入力してください。 の入力が必須です

											100										20	*	動: (令和7	務時 7年		給料(令和	賞与または 賞与引当金繰入	
1	(必須職種はシート上部または欄外に赤字で表示されます)									形態			合計		うち調査対象 サービス分	合計	うち運動手当	(令和6年度実績の /12の金額)										
務※無※をの注	て種し 務いに	いるは が「7 いで ます。 「1」 人	場介入「逆人	は、競技の関連を表現である。	合見して明代	本場だ員時で職	がどれるとは、ましているという。	か護和	重に見ませる。	合った 資格 事業 勤務	た有の所間	のとが無につ	なかった動え	ている で、	がで 「16 st 目(所 非常勤	判断栄養は定労し	し、の働して	選択(の場合)	しては智	复数の職利 ください 管理栄養: てを勤務 。必ずい	±の ぎする	オ有 者	※当該職員が 1か月間に開 務合計を入力。 てください。	か対従合く※「数はす	象事計だ必合にいて に関している。 はいまではいる。 はいまではいる。 はいまでは、 といまでは、 はいまでは、 はいまでは、 はいまでは、 はいまでは、 といまでは、 はいまでは、 といまでも、 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と	※当該職員に対して4月 中に支払った給料を入力し てください。給料を入力し てください。給料を入力し てください。 養手当、時間が動務手 当、夜動手当、危険手当、 役付手当、通動手当など、 4月中に当該職員に支 払った全てのものが含まれます。 賞う与については、 2つ右の「賞与または賞与 引当金繰入に入力してく		※当該職員に対して 和6年度に支払った實 与または賞予引当金 繰入の1/12の金額を 入力してください。
1 管理者	2 医師	3 歯科医師	薬剤師	看護	6 准看護師	介護職員		9 理学療法士	10 作業療法士	11 言語聴覚士	歯科	13 柔道整復師・あん摩マッサージ指	活相談員・支援相談員	15 福祉用具専門相談員	±	17	員	19 2 1 6 6 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	5	21 1~20のうち介護支援専門員・		2 非常勤				žėv.		
						1	1															1	150 時間	ii	120 時間	250, 000 H	12,000 F	50,000 F
																							時間	ii	時間	H	F	9 F
																							時間	ii	時間	Н	P	1 8
																							時間	間	時間	Н	F	9 F

3

問

問

「1. 単独会計」と回答した場合

- ●下記の記入例において、色がついている欄をすべて記入してください。
- ●配置されていない職種については、「0」(ゼロ)と記入してください。
- ・給料に含めるべきものに関しては、33 ページの参考資料[4]「よくある質問」 を参照してください。
- 給料は「調査対象サービス分の換算人 員」に応じた金額であることを確認してく ださい。

たとえば、施設が定めている1週間の勤 務時間が40時間で、下記のような常勤 の生活相談員2名(A,B)を雇用している 場合、次のような計算を行って記入して ください。

- ·生活相談員 A…1週間の勤務時間が 40 時間で、他施設・事業所との兼務は ない。令和7年4月に支払った給与は 24 万円。
- ·生活相談員 B…1週間の勤務時間が 40 時間で、うち20 時間は調査対象サ ービスに従事し、うち20時間は他事業 所に従事している。令和7年4月に支払 った給与は24万円。

<計算>

- ·生活相談員·支援相談員の「調査対象 サービス分の換算人員」
- \rightarrow A:40/40(=1 人) + B:20/40(=0.5 人) =1.5 人
- ・生活相談員・支援相談員の「給料」
- → A:24 万円 +
- B:24 万円×20/40 =36 万円

こちらの枠内には、令和6年度実績の1 /12 の金額を記入してください。

健康保険、年金保険、児童手当等の事 業主負担額、医療保険及び労働保険 料(雇用保険、労災保険)の事業主負 担額について、令和6年度実績の1/ 12の金額を記入してください。

問3 令和7年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。 ○ 一体会計となっている他のサービスとの費用按分等にも使用しますので、漏れのないように記入してください。 2. 「一体会計」の場合 会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含め (A)~(G)まですべて記入してください。 「給料」については、「実人員(A、D)」に対応する金額を記入してください。 令和7年4月分 非常勤 調査対象サービ ス分の換算人員 実人員 調査対象サービス分の換算人員 実人員 換算人員 管理者 0.8 800000 0.0 1500000 0 医師 1.5 0.0 歯科医師 0.0 0.0 0.5 180000 0.2 60000 1400000 240000 4.0 看護職員 0.8 5.0 1 3 0 0 0 0 0 90000 准看護師 0.4 4300000 40000 20.0 0.2 8 うち介護福祉士 18.0 3900000 0.2 40000 700000 9 理学療法士 700000 10 作業療法士 0 2.0 0.0 3 5 0 0 0 0 0 1 童語聴賞士 1.0 0.0 0.0 0.0 0 0 0.0 0 13 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師 0.0 360000 0 14 生活相談員·支援相談員 1.5 0.0 15 福祉用具専門相談員 0.0 0.0 500000 0 2.0 0.0 17 うち管理栄養士 0 2.0 500000 0.0 0 4.0 800000 8 調理員 0.0 19 事務職員 3.0 600000 0.0 n 200000 2 4 0 0 0 0 21 1~20のうち介護支援専門員・計画作 成担当者(再掲) 750000 0.0 22 通勤手当(再掲)(令和7年4月分) 22 3 2 0 0 0 0 23 1 8 0 0 0 0 0 退職給与引当 (1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加入 に関わ (2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入 る共済等への加入(複数回答 (3) 中小企業退職金共済制度に加入 掛け金額(令和6年度実績の1/12の金額) (4) その他共済制度に加入 (5) 退職給与(給付)引当金繰入の実施 ※(1)~(4)以外 (6) 退職金として支出 ※(1)~(5)に計上される分を除く →退職金(令和6年度実績の1/12の金額) 29 5 0 0 0 0 0 30 1600000 25 法定福利費(事業主負担・令和6年度実績の1/12の金額)

職員の1週間の勤務時間 施設が定めている1週間の勤務時間

職員の1か月の勤務時間 施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

※1か月に数回の勤務である場合

●記入の流れ(問1(4)で「1.単独会計」を選んだ場合)

① 調査対象サービスのみに従事する常勤職員の人数を、常勤の「調査対象サービス分の換算人員」欄に記入してください。(配置されていない職種については、「0」(ゼロ)を記入)ただし、他の施設・事業所等と兼務している者は、実際の総勤務時間に占める、調査対象サービスの勤務時間の割合に応じた人数を計上してください。兼務していない常勤職員は必ず「1.0」になります。



② 調査対象サービスの非常勤職員の人数を、非常勤の「実人員」欄に記入してください。(配置されていない職種については、「0」(ゼロ)を記入)



③ ②で記入した非常勤の「実人員」について、32ページの参考資料[3]「換算人員の計算方法」を用いて、 勤務時間数の実績により調査対象サービス分の換算人員を算出し、非常勤の「調査対象サービス分の換算 人員」欄に記入してください。ただし、他の施設・事業所等と兼務している者は、実際の総勤務時間に占 める、調査対象サービスの勤務時間の割合に応じて按分してください。



④ 調査対象サービスの常勤職員に対して4月中に支払った給料を、職種ごとに合計して、常勤の「給料」欄に記入してください。ただし、他の施設・事業所等と兼務している者は、下記の例にならい、「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額を計上してください。



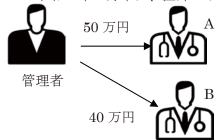
⑤ 調査対象サービスの非常勤職員に対して4月中に支払った給料を、職種ごとに合計して、非常勤の「給料」欄に記入してください。ただし、他の施設・事業所等と兼務している者は、下記の例にならい、「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額を計上してください。



⑥ 「22 通勤手当(再掲)」以下の項目については、職員全員分の金額を記入してください。ただし、他の施設・事業所等と兼務している者は、「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額を計上してください。15 ページの図において色がついている欄がすべて記入されていることと、常勤の「実人員」欄、非常勤の「換算人員」欄は記入不要のため、空欄になっていることを確認してください。

<例>単独会計を行う事業所において、医師 A (常勤・兼務なし) と医師 B (常勤・別施設との兼務あり、調査対象サービス分の換算人員は 0.5 人) の 2 名の医師が在席。

令和7年4月中に、医師Aに50万円、医師Bに40万円の給与を支払った場合



※兼務者は、調査対象 サービス分の換算人員 に相当する額を計上

医師の給与額

=医師 A:50 万円+ 医師 B:40 万円×0.5

=50 万円+20 万円

=70 万円

3

「2. 一体会計」と回答した場合

- ●下記の記入例において、色がついている欄をすべて記入してください。
- ●配置されていない職種については、「0」(ゼロ)と記入してください。
- ・給料に含めるべきものに関しては、33 ページの参考資料[4]「よくある質問」を参照してください。
- ・給料は「実人員」に対して支払った金額であることを確認してください。

たとえば、施設が定めている 1 週間の勤務時間が 40 時間で、下記のような常勤の生活相談員2名(A,B)を雇用している場合、次のような計算を行って記入してください。

- ・生活相談員 A…1週間の勤務時間が 40 時間で、他施設・事業所との兼務は ない。令和7年4月に支払った給与は 24 万円。
- ・生活相談員 B…1週間の勤務時間が 40時間で、うち 20時間は調査対象サービスに従事し、うち 20時間は会計を 一体的に行っている他事業所に従事している。令和7年4月に支払った給与 は 24 万円。

<計算>

- ·生活相談員·支援相談員の「実人員」 → A:1 + B:1 = 2人
- ·生活相談員·支援相談員の「調査対象 サービス分の換算人員」
- \rightarrow A:40/40(=1 人) + B:20/40(=0.5 人) =1.5 人
- ・生活相談員・支援相談員の「給料」
- → A:24 万円 + B:24 万円
- = 48万円

こちらの枠内には、令和6年度実績の1/12の金額を記入してください。

健康保険、年金保険、児童手当等の事業主負担額、医療保険及び労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額について、令和6年度実績の1/12の金額を記入してください。

問3 令和7年4月時点の職員数と職員給与についておうかがいします。 一体会計となっている他のサービスとの費用按分等にも使用しますので、漏れのないように記入してください 「早報要用」(の場合 常動」こついては(B)、(G)を、非常動については(D)、(F)、(G)を記入してください。※(A)、(E)は記入不要です。 「給料」については、「調査対象サービス分の換算人員(B、F)」に対応する金額を記入してください。 2. 「一体会計」の場合 会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めて(A)~(G)まですべて記入してください。 「給料」については、「実人員(A、D)」に対応する金額を記入してください。 令和7年4月分 常勤 調査対象サービ ス分の換算人員 非常勤調査対象サ →給料 実人員 実人員 換算人員 1000000 管理者 0.8 0.0 0.0 2 医師 1.5 4000000 0.0 0.0 歯科医師 0.0 0.0 0.0 薬剤師 3 5 0 0 0 0 0.5 1.0 0.2 300000 看護聯昌 10 4.0 3500000 0.8 600000 2.0 3000000 6 准看護師 11 5.0 1.0 0.4 220000 7500000 90000 35 0 2 介護職員 20.0 0.5 8 うち介護福祉士 32 18.0 690000 0.2 90000 1 7 5 0 0 0 0 理学療法士 2.0 0.0 0.0 10 作業療法士 2.0 1400000 0.0 0.0 0 700000 11 言語聴覚士 1.0 0.0 12 歯科衛生士 0 0.0 0.0 0.0 0 0 0 13 柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師 0.0 0.0 0.0 1.5 480000 0.0 0.0 0 5 福祉用具専門相談員 0 0.0 0 0.0 0 0.0 0 16 栄養士 2.0 7 5 0 0 0 0 0.0 0.0 17 うち管理栄養士 2.0 7 5 0 0 0 0 0.0 0.0 18 調理員 1400000 4.0 0.0 0.0 0 19 事務職員 3.0 1200000 0.0 0 0.0 400000 1.0 1.3 4 5 0 0 0 0 2.5 1~20のうち介護支援専門員・計画作 1500000 3.0 0.0 成担当者(再掲) 22 通勤手当(再掲)(令和7年4月分) 800000 賞与または賞与引当金繰入(令和6年度実績の1/12の金額) 23 4 5 0 0 0 0 0 (1) 社会福祉施設退職手当等職員共済に加力 返職報子引 金の実施、 退職金に関わ る共済等への 加入(複数回答 (2) 全国社会福祉団体職員退職手当積立基金に加入 掛け金額(令和6年度実績の1/12の金額) (3) 中小企業退職金共済制度に加入 (5) 退職給与(給付)引当金繰入の実施 ※(1)~(4)以外 ・退職給与(給付)引当金(令和6年度実績の1/12の金額 →退職金(令和6年度率績の1/12の金額) (6) 退職金として支出 ※(1)~(5)に計上される分を除く 800000 25 法定福利費(事業主負担・令和6年度実績の1/12の金額) 30 4000000 <換算人員の計算方法> ※1か月に数回の勤務である場合 職員の1か月の勤務時間 施設が定めている1週間の勤務時間×4(週) 職員の1週間の勤務時間 施設が定めている1週間の勤務時間

●記入の流れ(問1(4)で**「2.一体会計」**を選んだ場合)

① 調査対象サービスと会計を一体的に行っている介護保険サービス分も含めた常勤職員の人数を、常勤の「実人員」欄に記入してください。(配置されていない職種については、「0」(ゼロ)を記入)



② ①で記入した常勤の「実人員」の人数について、実際の総勤務時間に占める、調査対象サービスの勤務時間の割合に応じた人数を、常勤の「調査対象サービス分の換算人員」欄に記入してください。兼務していない職員は必ず「1.0」になります。



③ 会計を一体的に行っている、調査対象サービス以外の介護保険サービス分も含めた非常勤職員の人数を、非常勤の「実人員」欄に記入してください。(配置されていない職種については、「0」(ゼロ)を記入)



④ ③で記入した非常勤の「実人員」の人数について、32ページの参考資料[3]「換算人員の計算方法」を 用いて、勤務時間数の実績により換算人員を算出し、非常勤の「換算人員」欄に記入してください。



⑤ ④で記入した非常勤の「換算人員」について、実際の総勤務時間に占める、調査対象サービスの勤務時間の割合に応じて按分し、非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」欄に記入してください。



⑥ 調査対象サービスと会計を一体的に行っている介護保険サービス分も含めた常勤職員の給料(実人員に対応する給料)を、職種ごとに合計して、常勤の「給料」欄に記入してください。



⑦ 調査対象サービスと会計を一体的に行っている介護保険サービス分も含めた非常勤職員の給料(実人員に対応する給料)を、職種ごとに合計して、非常勤の「給料」欄に記入してください。



⑧ 「22 通勤手当(再掲)」以下の項目については、職員全員分の金額を記入してください。



⑨ 17ページの図において色がついている欄がすべて記入されていることを確認してください。

4

[問4(1)事業収益

☞ 調査票の7~8ページ

- ●問1(4)の回答により、記入する内容が異なります。
- ●問1(4)において
 - 「1. 単独会計」と回答した場合



介護医療院のみについて、令和5、6年度の収益を記入してください。

「2. 一体会計」と回答した場合



会計を一体的に行っている介護保険サービスも含めて、令和5、6年度の収益を記入してください。

- ●「よくある質問」を35ページの参考資料[5]に掲載しています。
- ●黒塗りとなっている小計、合計欄は記入不要です。

調査対象サービスの会計に、医療分の収益も含む場合は、ここに記入してください。

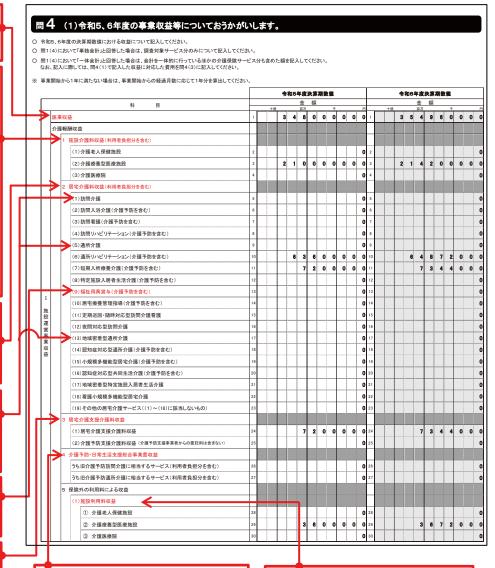
- ・国民健康保険団体連合会に請求した 介護報酬による収益と、利用者から徴 収した 1~3割負担分の合計額を記入 してください。利用者負担の公費補助 による収益がある場合には、それも含 めてください。
- ・保険外の利用料はここに含めず、「5 保険外の利用料による収益」に計上してください。
- ・短期入所療養介護(介護予防含む)サービスに係る収益額は、ここに含めず「2 居宅介護料収益」の(7)短期入所療養介護(介護予防を含む)内に計上してください。

問1(4)で「2. 一体会計」と回答した場合には、会計を一体的に行っている併設の介護保険サービスに係る介護料収益を記入してください。

介護予防・日常生活支援総合事業の収益についてはこちらには含めず、「4 介護 予防・日常生活支援総合事業費収益」 に記入してください。

特定福祉用具販売サービスを併設している場合は、こちらに含めて計上してください。

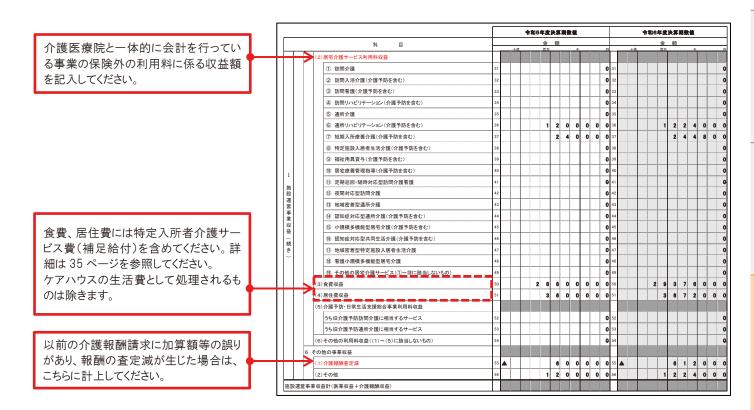
居宅介護支援又は介護予防支援と会計を一体的に行っている場合には、当該事業に係る介護料収益を記入してください。



介護予防・日常生活支援総合事業のうち、旧介護予防訪問介護または旧介護 予防通所介護に相当するサービスを提供している場合には、当該事業に係る 収益について、公費分と一般分を合わせて記入してください。

短期入所療養介護の利用者分は、ここに含めず「5 保険外の利用料による収益」の(2)居宅介護サービス利用料収益⑦短期入所療養介護(介護予防を含む)に計上してください。

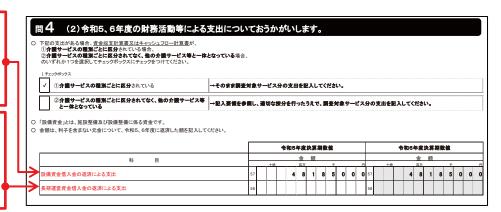
問4(3)



問4(2)財務活動等による支出

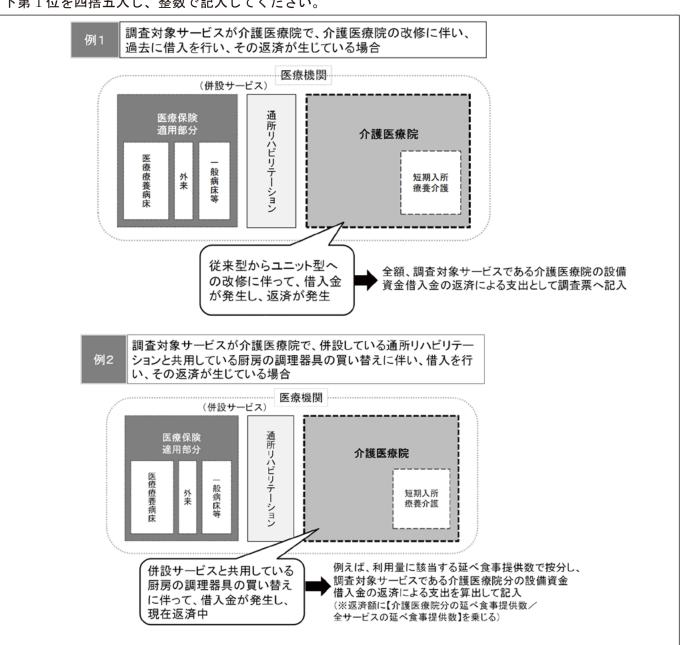
設備(施設整備及び設備整備)資金の借入金による元金償還額がある場合は、調査対象サービス分をこちらに記入してください。調査対象サービス分の按分方法は下記を参照してください。

長期運営資金(設備資金を除く。)の借入金による元金償還額がある場合は、調査対象サービス分をこちらに記入してください。調査対象サービス分の按分方法は下記を参照してください。



☞ 調査票の8ページ

● 単独会計、一体会計いずれの場合であっても調査票には、調査対象サービス分に按分した金額を記入してください。按分に際しては、借入金の目的に鑑みて適切な按分を行ってください。按分した金額は、小数点以下第1位を四捨五入し、整数で記入してください。



☞ 調査票の9~13ページ

問4(3)

問4(3)事業費用

- ●問1(4)の回答により、費用について記入する内容が異なります。
- ●問1(4)において

$\Gamma \rightarrow$	単独会計	 7 IB V
	田 2四 4二 = +	
	+ / = -	// _ ~ ~ ~ ~



介護医療院のみについて、令和5、6年度の事業費用を記入してください。

「2. 一体会計」と回答した場合

	7

会計を一体的に行っている介護保険サービスも含めて、令和5、6年度の事業費用を記入してください。

- ●黒塗りとなっている小計、合計欄は記入不要です。
- ・(3)—A,B,C の準則のうち、使用しているものを選び、該当のページに事業費用を記入してください。
- ・各費目において消費税等が別途計上 されている場合でも、消費税込みの金 額を記入してください。

	問 4 (3) 令和5、6年度の事業費用についておうかがいします。 ○ 事業費用について、使用している会計基準、指針に該当するページに犯入してください。						
Į	○ 事業資用について、使用している表面差率、指針に該当するへ 介護医療院会計・経理準則	→(3) –A(本ページ~)					
1	介護老人保健施設会計·経理準則	→(3)-B(11ページ~)					
	病院会計學則	→(3) −C(13ページ~)					

- ・各項目の詳しい説明は、37ページ以降の当該準則の「勘定科目一覧表」を参照してください。
- ・各支出費目において消費税等が別途 計上されている場合でも、消費税込み の金額を記入してください。
- ・退職給与引当金、賞与引当金はここに 含めますが、法人本部の管理に関わる 人件費は、「II 10 本部費」に記入して ください。
- ・派遣社員を受け入れている場合には、その費用はここには含めず、「II7 委託費」の「(1)派遣委託費」に計上してください。

給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合は、ここではなく、「II7 委託費」の「(2)患者用給食委託費」に含めてください。

当該準則に規定されている勘定科目よりも細かい単位の項目となりますので、留意してください。

(3) - A	介護医療院会計	経理準則
---------	---------	------

○ 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。

○ 問1(4)において「「体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた額を配入してください。なお、配入に際しては、期4(1)で記入した改蔵上対応した責用を削くの1に入してください。 間4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、即4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

令和5.6年度の決算期数値における費用額について記入してください。

(3) -A			1	和5	年度	決訓	1010	766						- 93		度決		数值		
科目			+徐		金百万	額		Ŧ			円		十億			金月	Æ	Ŧ		_
1 給与費	1	П	2	2	8	4	8	0	0	0	0	1		2	3	3	0 4	9	6	0
2 医薬品費	2				6	0	0	0	0	0	0	2				6	1 2	2 0	0	0
3 給食用材料費	3			3	0	0	0	0	0	0	0	3			3	0	6 (0	0	0
4 施設療養材料費·施設療養消耗器具備品費	4	П	T	П	6	0	0	0	0	0	0	4	П	П		6	1 2	0	0	-
5 その他の材料費	5										0	5								
6 経費																				Ī
(1)福利厚生費	6	П		П	2	4	0	0	0	0	0	6	П			2	4 4	8	0	-
(2)消耗品費	7										0	7								
(3)消耗器具備品費	8	П	\top		3	6	0	0	0	0	0	8	\top		\neg	3	8 7	2	0	-
(4)車両費	9				1	2	0	0	0	0	0	9				1	2 2	4	0	(
(5)光熱水費	10	П	\top		6	0	0	0	0	0	0	10	\top		\neg	6	1 :	0	0	7
(6)修繕費	11			1	8	0	0	0	0	0	0	11	-		1	8	3 (0	0	(
(7)通信費	12	П	\top		9	6	0	0	0	0	0	12	\top		\exists	9	7 1	2	0	7
(8)情借料																				ı
① ±地	3	П	т	П	3	6	0	0	0	0	0	13	П	П	Т	3	6 7	2	0	,
② 建物及び建物付属設備	4										0	14					T			
③ 設備器械	5	П	\top		3	6	0	0	0	0	0	15			\uparrow	3	6 :	2	0	-
④ その他の賃借料(①~③に該当しないもの)	. 6				3	6	0	0	0	0	0	16				3	8 7	2	0	-
(9)保険料																				Ĭ
① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	.,7	П	Т		1	2	0	0	0	0	0	17				1	2 2	4	0	-
② その他の保険料(①に該当しないもの)	8				2	4	0	0	0	0	0	18				2	4 4	8	0	(
(10)租税公課	19	П	\top	Т	4	8	0	0	0	0	0	19				4	B 1	6	0	-
(11)微収不能損失	20	П	\top	Т	П	\exists	\exists		\exists	\exists	0	20	\top				T	T		Ī
(12)その他の経費((1)~(11)に該当しないもの)	21	Ħ	\top	Н	6	0	0	0	0	0	0	21			7	6	1 ,	0	0	7

問4(2)

派遣社員を受け入れている場合には、「Ⅱ1 給与費」ではなくここに費用を計上してください。

入所者・通所者・職員用給食を委託した 費用を記入してください。材料の仕入れ から全面的に外部委託している場合に は、給食材料費を含めて委託費として 記入してください。

- ・建物、建物付属設備、車両船舶設備、特殊浴槽などの固定資産の減価 償却費を記入してください。
- ・税法上の減価償却額未満の額を「減価償却費」として計上した場合は、その額を記入してください。

施設運営事業等費用計のうち、職員の 採用に伴って人材紹介会社等に支払っ た額を再掲してください。

施設運営事業等費用計のうち、消費税課税対象費用の合計額を再掲してください。消費税非課税の対象項目は、36ページの参考資料[6]を参照してください。

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」に基づくものなど、物価高騰対策関連の補助金収入について記入してください。

		(3)	1 – A			1	和5	年度	決調	期報	di .						令	069	F	夫師	明數			
ıl			科目	F	+			金	額		Ŧ			Ħ		+@			金面石	額		Ŧ		
Ш	Ι.	7	季莊 <u>幸</u>								Ì			ĺ								Ì		
۲		⋗	(1)派遣委託費	22			П	2	4	0	0	0	0	0	22				2	4	4	8	0	0 0
╫	+	➤	(2)患者用給食委託費	23										0	23									0
Ш	'	Ĭ	(3)送迎委託費	24	1									0	24									0
Ш			(4)寝具類洗濯・賃貸委託費(病衣除く)	25				2	4	0	0	0	0	0	25				2	4	4	8	0	0 0
Ш			(5)清掃委託費	26		1		2	4	0	0	0	0	0	26				2	4	4	8	0	0 0
Ш	п		(6)各種器械保守委託費	27		,		2	4	0	0	0	0	0	27				2	4	4	8	0	0 0
וי	施		(7)その他の委託費((1)~(6)に該当しないもの)	28				2	4	0	0	0	0	0	28				2	4	4	8	0	0 0
		8	研修費	29				1	2	0	0	0	0	0	29				1	2	2	4	0	0 0
╓		9	減価償却費					1																
Ш	業		(1)建物及び建物付属設備減価償却費	30	П	Т	2	4	%	0	0	0	0	0	30			2	4	4	8	0	0	0 0
Ш	等費		(2)医療用器械備品減価償却費	31			Г	3	6	0	0	0	0	0	31				3	6	7	2	0	0 0
Ш	用		(3)車両船舶備品減価償却費	32	i	I		3	6	J	0	0	0	0	32				3	6	7	2	0	0 0
П	続き		(4)特殊浴槽減価償却費	33		1		3	6	0	0	0	0	0	33				3	6	7	2	0	0 0
П	Ū		(5)その他の減価償却費((1)~(4)に該当しないもの)	34				3	•	0	0	0	0	0	34				3	6	7	2	0	0 0
JL		_				_	_			_	•	Ä	_									_		

本部費については、たとえば、理事会等の運営に係る経費、役員報酬等が考えられますが、法人内の配分基準に基づいて法人本部の帰属として事業所が負担するものを記入することになります。このため、他のサービスに属する経費(新規サービス開設に係る施設整備費等)はこの欄に含めないでください。

当該準則に規定されている勘定 科目よりも細かい単位の項目となりますので、留意してください。

_				_											_									\equiv
	10	本部費(他の事業のための費用は含まない)	35					1	2	0	0	0	0	0	35			1	2	2	4	0	0	0
	11	その他(1~10に該当しないもの)	36					6	0	0	0	0	0	0	36			6	1	2	0	0	0	0
Į	施設	设運営事業等費用計(1~11の合計)	Γ												٦									
-	7	うち人材紹介手数料	37				7	5	3	2	5	0	0	0	37		7	8	8	3	6	0	0	0
	i	うち介護テクノロジーの保守・点検等に係る費用	38		•	1	2	3	5	0	0	0	0	0	38		3	0	0	0	0	0	0	0
-}	>	うち消費税課税対象費用計	39				9	8	7	0	0	0	0	0	39	1	0	3	0	0	0	0	0	0
			_								V				_	_			=		_		=	=

こちらには、介護テクノロジーの運用上で生じた 費用のみを記入し、導入時の初期費用は含め ないでください。介護テクノロジーの具体例は、9 ページを参照してください。

当該準則に規定されている勘定 科目よりも細かい単位の項目と なりますので、留意してください。

			_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_				_	_	_	_	_	_	_	_
施	設運営事業外収益	L												L										
1	受取利息·配当金	40							6	0	0	0	0	40						6	1	2	0	0
2	介護職員処遇改善支援補助金	41											0	41										0
3	物価高騰対策関連の補助金	42											0	42										0
4	その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの)	43					5	9	4	0	0	0	0	43				6	0	5	8	8	0	0
施	設運営事業外費用	44					6	0	0	0	0	0	0	44				6	1	2	0	0	0	0
ž	ち支払利息	45					4	8	0	0	0	0	0	45				4	8	9	6	0	0	0
特	別損益	46											0	46										0
1	特別利益	47					1	2	0	0	0	0	0	47				1	2	2	4	0	0	0
2	特別損失	48					1	2	0	0	0	0	0	48				1	2	2	4	0	0	0
	うち法人税等	49											0	49										0
	1 2 3 4 施 う 特	2 介護職員処遇改善支援補助金 3 物価高騰対策関連の補助金 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 施設運営事業外費用 うち支払利息 特別損益 1 特別利益 2 特別損失	1 受取利息・配当金 40 2 介護職員処式改善支援補助金 41 3 物価高騰対策関連の場別金 42 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43 施設運営事業外費用 44 うち支払利息 45 特別損益 46 1 特別利益 47 2 特別損失 48	1 受取利息・配当金 40 2 介護職員処遇改善支援補助金 41 3 物価高級対策関連の補助金 42 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43 施設運営事業外費用 44 5ち支払利息 45 特別損益 46 1 特別利益 47 2 特別損失 48	1 受取利息・配当金 40 2. 介護期間が通常さき技術的金 41 3 物価高騰対策関連の補助金 42 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43 施設運営事業外費用 44 3ち支払利息 45 1 特別損益 46 1 1 特別利益 47 2 2 特別損失 48 48	1 受取利息・配当金 40 2. 介護職費処遇改善支援補助金 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41	1 受取利息・配当金 2 介護職員処遇改善支援補助金 41 3 物価高騰対策関連の相助金 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43 施設運営事業外費用 44 万ち支払利息 45 特別損益 46 1 特別利益 2 特別損失 46	1 受取利息・配当金 60 2 介護職員和選改善支援補助金 41 3 物価高減対策関連の補助金 42 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43 5 施設運営事業外費用 44 5 支払利息 45 特別損益 46 1 特別利益 47 2 特別損失 48 1 特別利益 47 2 特別損失 48 1 1	1 受取利息・配当金 2 介護期間が過ぎ支援補助金 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	1 受取利息・配当金 2 介護職員処遇改善支援補助金 41 3 物価高騰対策関連の補助金 42 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43 5 9 4 施設運営事業外費用 44 6 0 0 75 支払利息 45 4 8 0 特別損益 46 1 特別利益 47 1 1 2 0	1 受取利息・配当金 2 / 技職費処遇改善支援補助金 41	1 受取利息・配当金	1 受取利息・配当金 40 8 0 0 0 0 2 介護職員秘書改善支援補助金 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41	1 受取利息・配当金 2 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 受取利息・配当金 2 0 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 受取利息・配当金 2 / 1 / 2 1 2 2 3 4 3 3 4 3 3 4 4 3 3	1 受取利息・配当金 40 6 0 0 0 0 0 40 2 介護職員処遇改善支援補助金 41 0 41 3 物価高騰対策関連の補助金 42 0 42 4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43 5 9 4 0 0 0 0 0 42 施設運営事業外費用 44 6 0 0 0 0 0 0 0 0 44 方ち支払利息 45 4 8 0 0 0 0 0 0 45 特別損益 46 0 0 0 0 0 0 47 1 特別利益 47 1 2 0 0 0 0 0 0 43 2 特別損失 44 1 2 0 0 0 0 0 0 43	1 受取利息・配当金 40 60 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00	1 受取利息・配当金 20	1 受取利息・配当金 40 8 0 0 0 0 0 40 2 2 6 6 0 0 0 0 40 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41	1 受取利息・配当金 40 60 0 0 40 6 2 / 採職費包基改善支援補助金 41 0 0 41 0 0 41 3 物価高騰資採限運の補助金 42 0 0 42 0 0 42 0 0 42 0 0 0 42 0 0 0 42 0 0 0 42 0 0 0 42 0 0 0 42 0 0 0 42 0 0 0 42 0 0 0 43 0 0 0 0 0 0 0 44 0	1 受取利息・配当金 40 6 0 0 0 0 0 40 6 1 6 1 2 0 2 0 2 0 44 6 1 1 2 2 4 2 1 1 2 0 0 0 0 44 1 1 2 2 4 4 8 9 6 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 8 9 1 1 2 2 4 9 1 1 2 4 9 1 1 2 2 4 9 1 1 2 4	1 受取利息・配当金 40 6 0 0 0 0 40 6 1 2 2 介護期息利息で富支援補助金 41 0 0 0 0 41 0 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 0 41 0 0 41 0 0 41 0 0 0 41 0 0 0 41 0 0 0 41 0 0 0 41 0 0 0 41 0 0 0 41 0 0 0 0 41 0 0 0 0 41 0 0 0 0 41 0 0 0 0 0 41 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	1 受取利息配当金 40 8 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 1 2 0 2 0 0 0 0 0

問4(2)

各項目の詳しい説明は、41ページ以降 の当該準則の「勘定科目一覧表」を参 照してください。

- ・退職給与引当金、賞与引当金はここに 含めますが、本部の管理に関わる人件 費は、「Ⅱ10 本部費」に記入してくださ い。
- ・派遣社員を受け入れている場合には、 その費用はここには含めず、「Ⅱ 7 委 託費」の「(1)派遣委託費」に計上して ください。

給食を委託している場合で、材料の仕 入れを併せて委託している場合は、ここ ではなく、「Ⅱ7 委託費」の「(2)患者用 給食委託費」に含めてください。

当該準則に規定されている勘定科目よ りも細かい単位の項目となりますので、留 🖊 意してください。

(3)-B 介護老人保健施設会計·経理準則

令和5、6年度の決算期数値における費用額について記入してください。

- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた線を記入してください。 なお、記入に際しては、問4(1)で記入した収益に対応した貨用を問4(3)に認入してください。 問4(1)において、医療サービスによる収益を含めて記入した場合は、問4(3)に医療サービスに係る費用を含めて記入してください。

 - ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。 ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

		(3) -B			令	105	_	_	HIR								令和			_	期數	相			
-		科 目		+48			金四万	額		Ŧ			В		+	œ			金百万	額	_	Ŧ	_	_	F
-	•	1 給与費 1	ıŢ		2	2	8	4	8	0	0	0	0	1		I	2	3	3	0	4	9	6	0	0
I		2 医薬品費	2				6	0	0	0	0	0	0	2					6	1	2	0	0	0	0
Ц	>	3 給食用材料費 3	3			3	0	0	0	0	0	0	0	3				3	0	6	0	0	0	0	0
П		4 施設療養材料費·施設療養消耗器具備品費 4	4				6	0	0	0	0	0	0	4					6	1	2	0	0	0	0
П		5 その他の材料費 5	5										0	5											0
		6 経費														ı									
П		(1)福利厚生費	5				2	4	0	0	0	0	0	6					2	4	4	8	0	0	0
		(2)消耗品費 7	7										0	7											0
П		(3)消耗器具備品費	В				3	6	0	0	0	0	0	8					3	6	7	2	0	0	0
'	I	(4)車両費	9				1	2	0	0	0	0	0	9		T			1	2	2	4	0	0	0
	施設		0				6	0	0	0	0	0	0	10		Τ		Т	6	1	2	0	0	0	0
	2 運営	[(6)修繕費 1:	1			1	8	0	0	0	0	0	0	11		T		1	8	3	6	0	0	0	0
	事	(7)通信費 1:	2				9	6	0	0	0	0	0	12					9	7	9	2	0	0	0
	業等	(8) 貨借料	I																						
	費用		3				3	6	0	0	0	0	0	13		Τ			3	6	7	2	0	0	0
		2) 建物及び建物付属設備	4										0	14		Τ		Т				П	П		0
		→ ③ 設備器械 1:	5				3	6	0	0	0	0	0	15		Τ		Т	3	6	7	2	0	0	0
		④ その他の賃借料(①~③に該当しないもの) 10	6				3	6	0	0	0	0	0	16		T			3	6	7	2	0	0	0
1		(9)保険料	I																						
-	_	① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	7				1	2	0	0	0	0	0	17		Τ		Т	1	2	2	4	0	0	0
		2)その他の保険料(①に該当しないもの) 11	8				2	4	0	0	0	0	0	18		T			2	4	4	8	0	0	0
		(10)租税公課	9				4	8	0	0	0	0	0	19					4	8	9	6	0	0	0
		(11)微収不能損失 20	0										0	20											0
		(12)その他の経費((1)~(11)に該当しないもの) 2	1				6	0	0	0	0	0	0	21		Т			6	1	2	0	0	0	0

問

4

派遣社員を受け入れている場合には、「Ⅱ1 給与費」ではなくここに費用を計上してください。

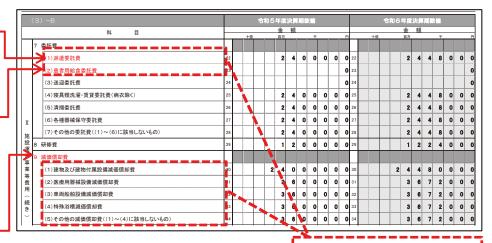
入所者・通所者・職員用給食を委託した 費用を記入してください。材料の仕入れ から全面的に外部委託している場合に は、給食材料費を含めて委託費として 記入してください。

- ・建物、建物付属設備、車両船舶設備、特殊浴槽などの固定資産の減価 償却費を記入してください。
- ・税法上の減価償却額未満の額を「減価償却費」として計上した場合は、その金額を記入してください。

施設運営事業等費用計のうち、職員の 採用に伴って人材紹介会社等に支払っ た額を再掲してください。

施設運営事業等費用計のうち、消費税 課税対象費用の合計額を再掲してください。消費税非課税の対象項目は、36ページの参考資料[6]を参照してください。

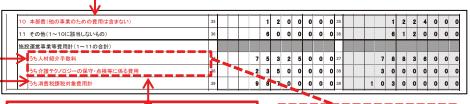
「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」に基づくものなど、物価高騰対策関連の補助金収入について記入してください。



本部費については、たとえば、理事会等の運営に係る経費、役員報酬等が考えられますが、法人内の配分基準に基づいて法人本部の帰属として事業所が負担するものを記入することになります。

このため、他のサービスに属する経費(新規サービス開設に係る施設整備費等)はこの欄に含めないでください。

当該準則に規定されている勘定科目よりも細かい単位の項目となりますので、留意してください。



こちらには、介護テクノロジーの運用上で生じた 費用のみを記入し、導入時の初期費用は含め ないでください。介護テクノロジーの具体例は、9 ページを参照してください。

当該準則に規定されている勘定 科目よりも細かい単位の項目と なりますので、留意してください。

_			_		•												_			
Ī	ш ;	施設運営事業外収益	1									٦								
		1 受取利息·配当金 0	•				6	0	0	0	0	40				6	1	2	0	0
Ш		2 介護職員処遇改善支援補助金	1								0	41								0
Н	≯	3 物価高騰対策関連の補助金 42	2								0	42								0
Ц		4 その他の施設運営事業外収益(1~4に該当しないもの) 43	3		5	9	4	0	0	0	0	43		6	0	5	8	8	0	0
	IV ;	施設運営事業外費用 44	4		6	0	0	0	0	0	0	44		6	1	2	0	0	0	0
Ц		うち支払利息 45	5		4	8	0	0	0	0	0	45		4	8	9	6	0	0	0
Ш	v :	特別損益 46	5								0	46								0
		1 特別利益 47	7		1	2	0	0	0	0	0	47		1	2	2	4	0	0	0
		2 特別損失 48	в		1	2	0	0	0	0	0	48		1	2	2	4	0	0	0
		うち法人税等 49	9								0	49								0

問4(2)

(3)-C 病院会計準則

- ・各項目の詳しい説明は、45ページ以降の当該準則の「勘定科目一覧表」を参照してください。
- ・退職給与引当金、賞与引当金はここに 含めますが、法人本部の管理に関わる 人件費は、「Ⅱ9本部費」に記入してく ださい。
- ・派遣社員を受け入れている場合には、その費用はここには含めず、「I 6 委 託費」の「(1)派遣委託費」に計上してください。

給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合は、ここではなく、「I6 委託費」の「(2)患者用給食委託費」に含めてください。

当該準則に規定されている勘定科目よりも細かい単位の項目となりますので、留 意してください。

3) -0 病院会計準則

- 令和5、6年度の決算期数値における費用額について記入してください。
- 問1(4)において「単独会計」と回答した場合は、調査対象サービス分のみについて記入してください。
- 問1(4)において「一体会計」と回答した場合は、会計を一体的に行っている他の介護保険サービス分も含めた顔を記入してください。 なお、記入に際しては、同4(1)で記入した収益に対応した費用を問4(3)に記入してください。 間4(1)において、魔弦サービスによる収益を含めて記入した場合は、関4(3)に展析サービスに係る費用を含めて記入してください。
 - ※ 事業開始から1年に満たない場合は、事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
 - ※ 各費目において消費税が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値)で記入してください。

	(3)) –	C			15	05			期數	i iii						197	06:	10		期数				
			科 目	Ь	+18			金百万	額		Ŧ			Ħ		十億			金百万	額		Ŧ	_	_	_
•	1	給与	費	1		2	2	8	4	8	0	0	0	0	1		2	3	3	0	4	9	6	0	
	2	医薬	品費	2				6	0	0	0	0	0	0	2				6	1	2	0	0	0	
⋗	3	給食	用材料費	3			3	0	0	0	0	0	0	0	3			3	0	6	0	0	0	0	
	4	診療	材料費・医療消耗器具備品費	4				6	0	0	0	0	0	0	4				6	1	2	0	0	0	ı
	5	経費	t e e e e e e e e e e e e e e e e e e e																						
		(1)福利厚生費	5	П			2	4	0	0	0	0	0	5				2	4	4	8	0	0	Ī
		(2)通信費	6										0	6										
		(3)消耗品費	7				3	6	0	0	0	0	0	7				3	6	7	2	0	0	
		(4)消耗器具備品費	8				1	2	0	0	0	0	0	8				1	2	2	4	0	0	Ī
Π		(5)車両費	9				6	0	0	0	0	0	0	9				6	1	2	0	0	0	i
医		(6)光熱水費	10			1	8	0	0	0	0	0	0	10			1	8	3	6	0	0	0	ĺ
*		(7)修繕費	11				9	6	0	0	0	0	0	11				9	7	9	2	0	0	i
介護		(8)賃借料												П										
費用			① 土地	12				3	6	0	0	0	0	0	12				3	6	7	2	0	0	
			② 建物及び建物付属設備	13										0	13										
			③ 設備器械	14				3	6	0	0	0	0	0	14				3	6	7	2	0	0	Ì
			④ その他の賃借料(①~③に該当しないもの)	15	П			3	6	0	0	0	0	0	15				3	6	7	2	0	0	i
•	1	(9)保険料																						ĺ
	L		① 自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)	16	П			1	2	0	0	0	0	0	16				1	2	2	4	0	0	i
•	T		② その他の保険料(①に該当しないもの)	17				2	4	0	0	0	0	0	17				2	4	4	8	0	0	i
		(10	0)租税公課	18	 			4	8	0	0	0	0	0	18				4	8	9	6	0	0	
		(1	1)徽収不能損失	19										0	19										
		(1:	2)その他の経費((1)~(11)に該当しないもの)	20				6	0	0	0	0	0	0	20				6	1	2	0	0	0	

問2

問4(3)

派遣社員を受け入れている場合には、 「Ⅱ1 給与費」ではなくここに費用を計 上してください。

患者・職員用給食を委託した費用を記入してください。材料の仕入れから全面的に外部委託している場合には、給食材料費を含めて委託費として記入してください。

- ・建物、建物付属設備、車両船舶設備、特殊浴槽などの固定資産の減価 償却費を記入してください。
- ・税法上の減価償却額未満の額を「減価償却費」として計上した場合は、その額を記入してください。

0 0 0 (2)患者用給食委託費 (3) 送迎委託費 (4)寝具類洗濯·賃貸委託費(病衣除く) 2 4 0 0 0 0 0 2 4 4 8 0 0 2 4 4 8 0 0 0 2 4 4 8 0 0 0 2 4 4 8 0 0 0 2 4 0 0 (5)清掃委託費 0 0 0 (6)各種器械保守委託費 2 4 0 0 0 0 0 2 (7)その他の委託費((1)~(6)に該当しないもの) 2 4 0 0 0 0 0 1 2 2 4 0 0 0 7 研究研修費 2 4 4 8 0 0 0 0 0 3 6 7 2 0 0 0 3 6 7 2 0 0 0 3 6 7 2 0 0 0 3 6 7 2 0 0 0 (1)建物及び建物付属設備減価償却費 2 4 0 0 0 0 0 0 0 2 3 6 0 0 0 0 0 3 3 6 0 0 0 0 0 0 0 3 (2)医療用器械設備減価償却費 (3)車両船舶設備減価償却費 3 6 0 0 0 0 0 (4)特殊浴槽減価價却費 (5)その他の減価償却費((1)~(4)に該当しないもの)

本部費については、たとえば、理事会等の運営に係る 経費、役員報酬等が考えられますが、法人内の配分 基準に基づいて法人本部の帰属として事業所が負担 するものを記入することになります。

このため、他のサービスに属する経費(新規サービス開設に係る施設整備費等)はこの欄に含めないでください。

当該準則に規定されている勘定 科目よりも細かい単位の項目となりますので、留意してください。

医業・介護費用計のうち、職員の採用に伴って人材紹介会社等に支払った額を 再掲してください。

医業・介護費用計のうち、消費税課税 対象費用の合計額を再掲してください。 消費税非課税の対象項目は、36 ページの参考資料[6]を参照してください。

「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」に基づくものなど、物価

高騰対策関連の補助金収入について記

入してください。



こちらには、介護テクノロジーの運用上で生じた 費用のみを記入し、導入時の初期費用は含め ないでください。介護テクノロジーの具体例は、9 ページを参照してください。

当該準則に規定されている勘定 科目よりも細かい単位の項目と なりますので、留意してください。

									_ •	•	-									
Ш	医棠-介護外収益						•													
	1 受取利息·配当金	39			•		6	0	0	0	0	39	T		П	6	1	2	0	0
	2 介護職員処遇改善支援補助金	40	 -								0	40								0
-	3 物価高騰対策関連の補助金	Δſ									0	41								0
Ĺ	4 その他の医業·介護外収益(1~4に該当しないもの)	42			5	9	4	0	0	0	0	42		6	0	5	8	8	0	0
IV	医業·介護外費用	43			6	0	0	0	0	0	0	43		6	1	2	0	0	0	0
	うち支払利息	44			4	8	0	0	0	0	0	44		4	8	9	6	0	0	0
v	特別損益	45									0	45								0
	1 特別利益	46			1	2	0	0	0	0	0	46		1	2	2	4	0	0	0
	2 特別損失	47			1	2	0	0	0	0	0	47		1	2	2	4	0	0	0
VI	税金	48									0	48								0

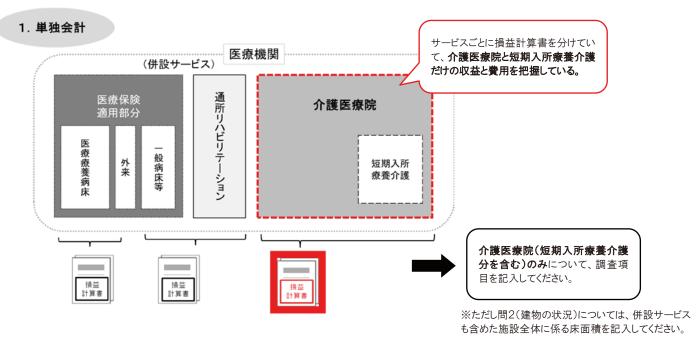
参考資料「1]

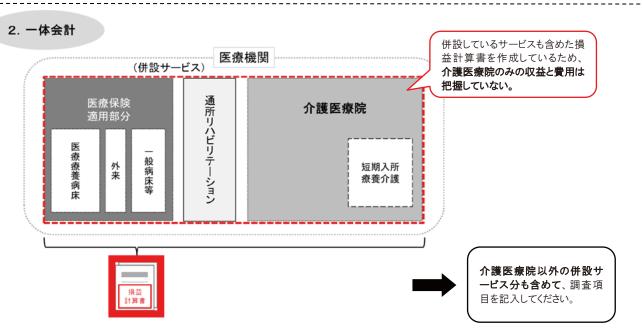
問1(4)会計区分の考え方

- ●「1.単独会計」、「2.一体会計」を選択する際は、<u>損益計算書において調査対象サービスの収益と費用を他サービスと区分して把握しているか</u>、あるいは<u>複数サービスの収益と費用をまとめて把握しているか</u>によって、判断をしてください。
 - ●ただし、調査対象サービス分の収支が含まれる損益計算書に、他施設・事業所における調査対象サービスと同じ種類のサービスの収支が含まれる場合は、お手数ですが調査事務局(0120-106-615)までご相談ください。

会計区分の説明図

例:介護医療院内で短期入所療養介護を提供し、 かつ医療療養病床を設けていて、一般病床・外来と通所リハビリテーションを併設している場合

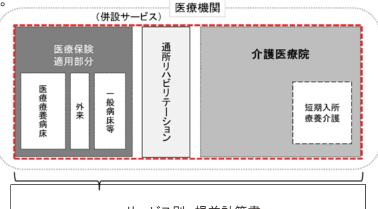




参考資料「1] (つづき)

● 会計区分に関する注意事項

損益計算書をサービスごとに分けて作成していたとしても、一部の科目がサービス間で適切に 按分されず、特定のサービスにまとめて計上されている場合は、**「2. 一体会計」**を選択して ください。



<u>サ</u> .	ービス別 損	益計算書	
科目		●●施設	
行日	医療保険適用	介護医療院	通リハ
事業収益	· ·	·	
医業収益	200,000,000	0	0
介護保険事業収益	0	80,000,000	120,000,000
保険外利用料収益	60,000,000	20,000,000	20,000,000
サービス活動収益計	260,000,000	100,000,000	140,000,000
事業費用			
人件費	170,000,000	60,000,000	150,000,000
職員給料	100,000,000	40,000,000	60,000,000
事業費	50,000,000	10,000,000	30,000,000
減価償却費	120,000,000	0	0
サービス活動費用計	340,000,000	70,000,000	180,000,000
<u> </u>			

サービスごとに損益計算書を分けているが、減価償却費といった 一部の科目がサービス間で適切に按分されず、特定のサービスにまとめて計上されている。

「2. 一体会計」を選択のうえ 介護医療院以外の併設サービス分も含めて、調査項目を記入してください。

※ 問1(4)で「2. 一体会計」と回答した調査票に記載していただく収益及び費用の按分処理について

- 問1(4)で「2. 一体会計」と回答していただいた場合、調査対象サービス分のみの収益及び費用を切り 分けるための按分処理をしています。
- この按分処理にあたっては、以下の情報を用いるため、これらの調査項目についても正確な記入をお願いします。
 - ・「延べ利用者数(延べ訪問回数・実利用者数)」
- …問1(5)、(7)から取得

・「建物延べ床面積」

- …問2から取得
- ・「職員の人件費(職員配置から算出)」
- …問3から取得

参考資料 [2]

問1 (7)「延べ利用者数等」の欄に記入する内容

「延べ利用者数等」の欄は、サービスの種類により記入する内容が異なります。以下の表で確認のうえ、対応する内容を記入してください。

応する内容を記入してくだ	
併設サービス名	記入内容
介護老人福祉施設	4 月 1 日〜30 日までの、各日 24 時現在の施設在所者の合計を記入してください。短期入所生活介護の空床型利用者も含めます。
介護老人保健施設	4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時現在の施設在所者の合計を記入してください。当該施設内で提供されている短期入所療養介護(介護予防を含む)のサービス提供実績も含めて記入してください。
介護医療院(併設分のみ)	4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時現在の療養床の在所者の合計を記入してください。 当該施設内で提供されている短期入所療養介護(介護予防を含む)のサービス提供実績も 含めて記入してください。
訪問介護 (旧介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの各日の訪問回数の合計を記入してください。旧介護予防訪問介護に相当する総合事業対象者、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業所)を設置している場合は、出張所等(サテライト事業所)も含めて記入してください。
訪問入浴介護 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの各日の訪問回数の合計を記入してください。非該当の人であって 自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。
訪問看護 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの各日の訪問回数の合計を記入してください。健康保険法の利用者(併給者含む)、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申
訪問リハビリテーション (介護予防含む)	請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業所)を設置している場合は、出張所等(サテーライト事業所)も含めて記入してください。
居宅療養管理指導 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの実利用者数(利用日数に関係なく、1 日利用した者も複数日利用した者も「1」とカウントする)を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。
通所介護 (旧介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの延べ利用者数を記入してください。旧介護予防通所介護に相当する総合事業対象者、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業所)を設置している場合は、出張所等(サテライト事業所)も含めて記入してください。
通所リハビリテーション (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの延べ利用者数を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。
短期入所生活介護 (空床利用分を除く) (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時現在の利用者の合計を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人は含めますが、空床型利用者については含めないでください。
短期入所療養介護 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時現在の利用者の合計を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。
特定施設入居者生活介護 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時現在の利用者の合計を記入してください。指定特定施設以外の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の入居者や、要介護認定申請中の人も含めます。

参考資料 [2] (つづき)

福祉用具貸与 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの実利用者数(貸与した用具の数や利用日数に関係なく、利用者1人を「1」とカウントする)を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。特定福祉用具販売サービスを併設している場合は、その実利用者数もこちらに計上してください。
居宅介護支援 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの実利用者数(利用日数に関係なく、1日利用した者も複数日利用した者も「1」とカウントする)を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人、ケアプランの依頼を受けたが給付管理に至らなかった利用者も含めます。
定期巡回·随時対応型 訪問介護看護	4 月 1 日~30 日までの実利用者数を記入してください。健康保険法の利用者(併給者含む)、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業所)を設置している場合は、出張所等(サテライト事業所)も含めて記入してください。
夜間対応型訪問介護	4 月 1 日~30 日までの各日の訪問回数の合計を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業所)を設置している場合は、出張所等(サテライト事業所)も含めて記入してください。
地域密着型通所介護	4 月 1 日~30 日までの延べ利用者数を記入してください。旧介護予防通所介護に相当する総合事業対象者、非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業所)を設置している場合は、出張所等(サテライト事業所)も含めて記入してください。
認知症対応型通所介護 (介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの延べ利用者数を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業
小規模多機能型居宅介護 (介護予防含む)	所)を設置している場合は、出張所等(サテライト事業所)も含めて記入してください。
認知症対応型共同生活介 護(介護予防含む)	4 月 1 日~30 日までの延べ利用者数を記入してください。非該当の人であって自費でサービスを利用している人や要介護認定申請中の人も含めます。
地域密着型特定施設 入居者生活介護	4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時現在の利用者の合計を記入してください。指定地域密着型特定施設以外の有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム等の入居者や、要介護認定申請中の人も含めます。
地域密着型介護老人福祉 施設	4 月 1 日~30 日までの、各日 24 時現在の施設在所者の合計を記入してください。短期入所生活介護の空床型利用者も含めます。
看護小規模多機能型居宅 介護	4 月 1 日~30 日までの延べ利用者数を記入してください。健康保険法の利用者(併給者含む)や、非該当の人であって自費でサービスを利用している人、要介護認定申請中の人も含めます。出張所等(サテライト事業所)を設置している場合は、出張所等(サテライト事業所)も含めて記入してください。

参考資料「3]

問3 換算人員の計算方法

○換算人員の計算方法

【計算式】

職員の1週間の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間

※1ヶ月に数回の勤務である場合

職員の1ヶ月の勤務時間

施設が定めている1週間の勤務時間×4(週)

- ・上記計算式によって得られた数値を、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点第1位まで 計上してください。
- ・得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。
- ●例 1. 調査対象サービスが、1 週間の勤務時間を 40 時間と定めている介護医療院で、会計を一体的に行っている通所リハビリテーションと兼務する看護師が 1 名いる。1 週間のうち介護医療院に 25 時間、通所リハビリテーションに 15 時間勤務している場合

●例2.1週間の勤務時間を40時間と定めている介護医療院で、週2日(各日3時間)勤務の非常勤医師が1人と、週3日(各日5時間)勤務の非常勤医師が1人いる場合

3 3 5 5 5 時 時 時 間 間 間

非常勤医師の実人員:2人

換算人員: {(3 時間×2 日×1 人)+(5 時間×3 日×1 人)} /40 時間=0.525

→0.5 人

調査対象サービス分の換算人員:0.5 人

●例3. 調査対象サービスが介護医療院で、会計を一体的に行っている併設の通所リハビリテーションを 兼務する非常勤の介護職員が1名いる。各日8時間(所定労働時間は、1週間の勤務時間を40時間と定めている)の勤務で、介護医療院に週3日、併設の通所リハビリテーションに週1日勤務 している場合

 8時間
 8時間
 8時間

 介護医療院
 介護医療院

非常勤の介護職員の実人員: 1人

換算人員:(8 時間×4 日)/40 時間=0.8 →0.8 人

調査対象サービス分の換算人員:(8 時間×3 日)/40 時間=0.6 →0.6 人

参考資料「4]

問3 職員数と職員給与に関するよくある質問

○よくある質問

- ●職員とは具体的にどのような人をさしますか?育児休業中の人は含めるのでしょうか。
- →職員数には、施設に雇用されており、令和7年4月分として給与を支払われた者をさします。 令和7年4月中の新規採用者及び休暇中の者(産前・産後休暇を含む)、欠勤者、育児休業の代替職員、退職者は含みますが、休職・休業中の者(育児休業・介護休業の者)は含みません。
- ●常勤、非常勤の区別はどのような基準で分ければ良いでしょうか。
- →「常勤」とは、原則として施設及び事業所で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務する者をいいます。 施設の勤務時間数のすべてを勤務しているパートタイマーは、「常勤」に含みます。逆に、所定労働時間を満たさな い勤務時間の人は「非常勤」としてください。ただし、1週間の所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間以 上勤務している者を「常勤」とし、その他は「非常勤」としてください。
- ●保健師や助産師は、どの職種に計上すれば良いですか。
- →「看護師」の欄に計上してください。
- ●介護支援専門員・計画作成担当者は、1~20のどの職種として計上したら良いですか。
- →介護支援専門員・計画作成担当者は、各々の有する基礎資格のうち、その給与体系が最も近いものを $1\sim 20$ の職種からひとつ選び、計上してください。(給与体系をもとに選択が出来ない場合は、調査事務局までご相談ください。) さらに「 $21 1\sim 20$ のうち介護支援専門員・計画作成担当者(再掲)」に再掲してください。
- ●調理業務を外部に委託しているのですが、この場合「調理員」の欄は何を書けば良いですか。
- →調理業務のすべてを外部委託していて、施設・事業所として「調理員」を雇用していない場合は、「調理員」の欄は「0」(ゼロ)と記入してください。調理業務の一部を外部委託していて、「調理員」を1名以上、施設・事業所として雇用している場合は、その実人員及び換算人員を記入してください。
- ●管理者をしているが、それ以外の職種として働く勤務時間の方が長い。こうした職員はどのように記入 すれば良いのでしょうか。
- →複数の職種を兼務している職員については、「主として従事している職種」のいずれか1つに分類のうえ 記入してください。このとき「主として従事している職種」は、給与体系がどの職種に見合ったものとなっ ているかで判断します。管理者としての給与体系であれば、勤務時間の長短は関係なく管理者の欄に記入 してください。
- ※以上の説明を踏まえても、複数の職種を兼務している職員の記入先を決めがたい場合は、お手数ですが、調査事務局(0120-106-615)までお問い合わせください。
- ●給料には何が含まれますか。残業代や交通費は計上して良いのでしょうか。
- →給料には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、危険手当、役付手当、通勤手当など、令和7年4月中に職員に支払ったすべてのものが含まれます。また、職員のうち看護師等養成施設に通っている者の授業料等を支払っている場合には、その金額を含めてください。なお、賞与については「賞与または賞与引当金繰入」欄に記入してください。

●常勤の職員の残業時間は考慮して計算するべきでしょうか。

→本調査において「常勤」とは、施設及び事業所で定めた勤務時間(所定労働時間)以上の勤務をしている者をさしますが、この場合、残業時間等を考慮する必要はありません。たとえば、1週間の所定労働時間が40時間で、調査対象サービス以外の施設・事業所等との兼務がない場合、ある常勤職員の週の勤務時間が50時間であっても、実人員、換算人員ともに「1.0」と記入してください。

- ●賞与を令和7年4月中には支払っていないのですが、記入しなくて良いでしょうか。
- →賞与については、令和6年度に職員に支払った賞与、または賞与引当金繰入の 1/12 の金額を記入してください。なお、職員を兼務する役員への賞与は賞与額に含まれますが、専従役員に対する役員賞与は含めません。
- ●確定拠出年金を導入しているのですが、その金額はどこに記入すれば良いですか。
- →「24 退職給与引当金の実施、退職金に関わる共済等への加入(複数回答可)」の「(4)その他共済制度に加入」の欄に記入してください。
- ●職員が有給休暇を取得した場合、その時間については、含めて良いのでしょうか。
- →調査対象サービスに専従している職員の場合、有給休暇時間は、「調査対象サービス分の換算人員」に含めて記入してください。兼務をしている職員の場合、当該職員の調査対象サービスとそれ以外のサービスへの従事時間数の割合に基づいて、有給休暇分の時間を按分したうえで、「調査対象サービス分の換算人員」に上乗せして記入してください。
- ●職員が研修を受講した場合、その時間については、含めて良いのでしょうか。
- →調査対象サービスに専従している職員の場合、研修受講にかかる時間とそれに対応する給料は、調査対象サービスの欄に含めて記入してください。兼務をしている職員の場合、研修内容や受講の目的が調査対象サービスのみに関するものである場合は、研修受講にかかる時間を「調査対象サービス分の換算人員」に上乗せして記入してください。研修内容や受講の目的が調査対象サービスのみに関するものではなく、介護事業全般に関するものである場合は、調査対象サービスとそれ以外のサービスへの従事時間数の割合に基づいて、研修受講にかかる時間を按分したうえで、調査対象サービス分の換算人員に上乗せして記入してください。
- ●「25 法定福利費」とは何をさしますか。
- →法令に基づいて支払った健康保険、年金保険、児童手当等の事業主負担額、医療保険及び労働保険料(雇用保険、労災保険)の事業主負担額をさします。記入の際は、令和6年度もしくは令和6年に支払った合計額の1/12の金額を計上してください。

参考資料 [5]

問4(1)事業収益に関するよくある質問

〇よくある質問

- ●5(3)の食費収益とは、具体的に何をさしますか。
- →介護医療院及び、それと一体的に会計を行っている事業の利用者が支払う食費、食費に係る特定入所者 介護サービス費、利用者が選定した特別な食事料をさします。
- ●5(4)居住費収益には、何が含まれますか。
- →介護医療院及び、それと一体的に会計を行っている事業の利用者が支払う居住費、短期入所生活介護の利用者が支払う滞在費、特定施設入居者生活介護事業所等の利用者が支払う家賃又は宿泊費、居住費に係る特定入所者介護サービス費、利用者が選定した特別な室料をさします。
- ●介護予防・日常生活支援総合事業分の収益については、どこに記入すれば良いですか。
- →旧介護予防訪問介護または旧介護予防通所介護に相当するサービスに係る事業費収益がある場合にの み、公費分と一般分を合わせて「4 介護予防・日常生活支援総合事業費収益」に当該収益を記入してく ださい。
- ●給付限度額を超えるサービスの収益や、自由契約に基づくサービスによる収益は、どこに含めれば良いですか。
- →「5 保険外の利用料による収益」に含めて記入してください。
- ●要介護認定調査事務による収益は、どこに記入すれば良いですか。
- →要介護認定調査事務による収益は、「6 その他の事業収益」のうち「(2) その他」に含めて記入してください。

参考資料 [6]

問4 (3) 消費税非課税となる費用一覧

科目	消費税非課税となるもの
〇人件費 (支出)	給料、賞与、退職金、法定福利費(通勤手当は課税)
〇経費、事務費(支出)	
・福利厚生費	慶弔費、団体生命保険料
・旅費交通費	海外渡航費・滞在費
・通信運搬費	国際通信、国際郵便料金
・保険料、損害保険料	すべて非課税
• 賃借料	土地賃借料
・租税公課	すべて非課税
• 雑費	行政手数料、寄付金
〇事業費(支出)	
• 保険料	すべて非課税
• 賃借料	土地賃借料
• 教育指導費	すべて非課税
• 就職支度費	すべて非課税
・雑費	行政手数料、寄付金
〇減価償却費	すべて非課税 (減価償却資産の購入代金は、購入時に一括して課税)
〇徴収不能額	すべて非課税
〇引当金繰入	すべて非課税

参考資料 [7]

問4(3)勘定科目一覧表

- ・記入にあたっては、令和5、6年度の決算期(あるいは本調査票上においてそれに対応する会計の期間) の費用をご記入ください。
- ・事業開始からの経過月数に応じて1年分を算出してください。
- ・各費目において消費税等が別途計上されている場合でも、税込み方式(各費目に消費税額を算入した値) で記入してください。

(3)-A 介護医療院会計·経理準則

は、「10 本部費」に記入してください。 ・派遣社員を受け入れている場合には、その費用は含めず、「7 委託費(1) 派遣委託費に記入してください。 図 医薬品費		科目	勘定科目の内容・記入上の注意
投薬用薬品、注射用薬品(血液、プラズマを含む)、試薬、造影剤、外用薬等の費消額を記入してください。 II 3 給食用材料費 入所者及び通所者のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入しください。材料費には、保存食やいわゆる検食分、職員給食分の材料費を含むものとします。また、給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合には、「7(2)患者用給食委託費」に含めてください。 II 4 施設療養材料費・施設療養材料費には、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額記入してください。 II 5 ・施設療養消耗器具備品費とは、注射針、注射筒、ゴム管、体温計、シャーレ、血圧計なの施設療養用具の費消額(払出額)をいいます。減価償却資産にあたらない消耗器具作品も含めてください。 II 6 福利厚生費 入所者等の日用品、教養娯楽のための材料、おむつ等の費消額を記入してください。 II 6 福利厚生費 ・福利施設負担額、厚生費など職員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福に費を記入してください。 II 6 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅱ 1	給与費	・退職給与引当金、賞与引当金は含めますが、法人本部の管理に関わる人件費については、「10本部費」に記入してください。 ・派遣社員を受け入れている場合には、その費用は含めず、「7委託費(1)派遣委託費」
(ださい。材料費には、保存食やいわゆる検食分、職員給食分の材料費を含むものとします。また、給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合には、「7 (2)患者用給食委託費」に含めてください。	Ⅱ 2	医薬品費	医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。医薬品費には、 投薬用薬品、注射用薬品(血液、プラズマを含む)、試薬、造影剤、外用薬等の費消額を 記入してください。
設療養消耗器具備品費とは、注射針、注射筒、ゴム管、体温計、シャーレ、血圧計なの施設療養用具の費消額(払出額)をいいます。減価償却資産にあたらない消耗器具作品も含めてください。 II 5 その他の材料費 入所者等の日用品、教養娯楽のための材料、おむつ等の費消額を記入してください。 II 6 福利厚生費 ・福利施設負担額、厚生費など職員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福に関する。 ででいる。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	П3	給食用材料費	す。また、給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合には、「7
Ⅱ 6 福利厚生費 ・福利施設負担額、厚生費など職員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福達を記入してください。 ・職員宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額をさします。 ・診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練	П 4	設療養消耗器具備品	・施設療養消耗器具備品費とは、注射針、注射筒、ゴム管、体温計、シャーレ、血圧計など の施設療養用具の費消額(払出額)をいいます。減価償却資産にあたらない消耗器具備
(1) 費を記入してください。 ・職員宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額をさします。 ・診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練	II 5	その他の材料費	入所者等の日用品、教養娯楽のための材料、おむつ等の費消額を記入してください。
などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品を との現物給与をさします。		福利厚生費	・職員宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額をさします。 ・診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品な
(2) 消耗品費 カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以に消費するものの費消額を記入してください。ただし、材料費に属するものは除きます。	(2)	消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など 1 年以内に消費するものの費消額を記入してください。ただし、材料費に属するものは除きます。
	(3)	消耗器具備品費	医療用、事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので 1 年を超えて使用できるものの費消額を記入してください。ただし、施設療養消耗器具備品費に属するものを除きます。
(4) 車両費 乗用車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用を記入してください。	(4)	車両費	乗用車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用を記入してください。

(5)	光熱水費	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用を記入してください。
(6)	修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のため の費用を記入してください。(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力を高 めるような改良に要する費用は含まれません)
(7)	通信費	電信料、電話料、郵便料等の通信のための費用を記入してください。
(8)	賃借料	・土地、建物などの賃借料及び設備、器械の使用料などの費用を記入してください。(リース料、レンタル料) ・施設・事業所内でサービスを提供する場合(施設サービスや通所介護等)、一般的に「賃
		借料」又は「減価償却費」のいずれかには費用が計上されます。
	①土地	賃借料のうち、土地分の金額をいいます。構築物を賃借している場合には、構築物分についても土地に含めて記入してください。
	②建物及び建物付属 設備	賃借料のうち、建物及び建物付属設備分の金額を記入してください。建物付属設備とは、電 気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいいます。
	③設備器械	賃借料のうち、設備及び器械分の金額を記入してください。
	④その他の賃借料 (①~③に該当しない もの)	賃借料のうち、①~③に該当しない、その他の費用を記入してください。
(9)	保険料	火災保険料、病院賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用を記入してく ださい。
	①自動車保険料(自 動車損害賠償責任保 険料含む)	保険料のうち乗用車、送迎用自動車等の自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む)の費用を記入してください。
	②その他の保険料(①に該当しないもの)	保険料のうち、①に該当しない、その他の費用を記入してください。
(10)	租税公課	・固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税、などの租税で、原則として税法上損金に算入されるものを記入してください。
		・社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金を記入してください。
(11)	徴収不能損失	徴収不能損失引当金(貸倒引当金)への繰入額を記入してください。
(12)	その他の経費 ((1)~(11)に該当しな いもの)	経費のうち、(1)~(11)に該当しない、その他の経費を記入してください。
П7	委託費	・検査、給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃、各種器械保守など、令和5、 6年度中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。委託先が併設病院等で ある場合も含まれます。
		・なお、併設病院等と併せ一括して委託している場合は、検査件数等適切な指標で按分し、当該介護医療院分(及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業分)のみを記入してください。

(1)	派遣委託費	派遣社員を受け入れている場合には、その費用を記入してください。
(2)	患者用給食委託費	入所者・通所者・職員用給食を委託した費用を記入してください。材料の仕入れから全面的 に外部委託している場合には、給食材料費を含めて委託費として記入してください。
(3)	送迎委託費	入所者・通所者の送迎を委託した費用を記入してください。
(4)	寝具類洗濯·賃貸委 託費(病衣除<)	病衣を除く寝具類の洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。
(5)	清掃委託費	清掃を委託した費用を記入してください。
(6)	各種器械保守委託費	各種器械の保守を委託した費用を記入してください。
(7)	その他の委託費 ((1)~(6)に該当しな いもの)	委託費のうち、(1)~(6)に該当しない、その他の費用を記入してください。
П8	研修費	研修会費、講師に対する謝金、研修用図書の購入費用、研修のための旅費等の職員に対する研修に係る費用について記入してください。
П9	減価償却費	・建物、建物付属設備、医療用器械設備、車両船舶設備、特殊浴槽などの固定資産の減価償却費について、令和5、6年度末現在の資産総額に基づいて算定された総額を記入してください。令和5、6度に税法上の減価償却額未満の額を「減価償却費」として計上した場合は、実際に計上した金額を記入してください。 ・施設・事業所内でサービスを提供する場合(施設サービスや通所介護等)、一般的に「賃借料」又は「減価償却費」のいずれかには費用が計上されます。
(1)	建物及び建物付属設 備減価償却費	減価償却費のうち、建物及び建物付属設備分の金額を記入してください。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいいます。
(2)	医療用器械備品減価 償却費	医療用器械備品の減価償却費を記入してください。
(3)	車両船舶備品減価償 却費	車両船舶備品の減価償却費を記入してください。
(4)	特殊浴槽減価償却費	特殊浴槽の減価償却費を記入してください。なお、特殊浴槽を設置している浴室に係る減 価償却費は含みません。
(5)	その他の減価償却費 ((1)~(4)に該当しな いもの)	減価償却費のうち、(1)~(4)に該当しない、その他の費用を記入してください。
П 10	本部費(他の事業のための費用は含まない)	・当該介護医療院の負担に属する本部経費について記入してください。 ・理事会等の運営に係る経費、法人役員の報酬等、法人本部の帰属とすることが妥当なものとし、他の事業やサービスに属する経費(例:新規サービス開設に係る施設整備費等)はこの欄に含めないでください。
	人材紹介手数料	施設運営事業等費用のうち、職員の採用に伴って人材紹介会社等に支払った額を記入してください。

		,
	介護テクノロジーの保 守・点検に係る費用	施設運営事業等費用のうち、介護テクノロジーの運用上で生じた保守・点検等に係る費用を 記入してください。導入時の初期費用は含めないでください。
		※機器の定期メンテナンス及び修理費(例:バッテリー交換)など
Ⅲ1	受取利息·配当金	預貯金の利益、出資金に対する分配金の額を記入してください。
Ⅲ2	介護職員処遇改善支 援補助金	調査客体となった介護医療院及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業所が介護 職員処遇改善支援補助金の交付を受けた場合に、その金額を記入してください。
Ⅲ3	物価高騰対策関連の 補助金	食材料費、燃料費、光熱水費等の高騰といった物価高への対応として補助金の支給を受けた場合に、その金額を記入してください。
Ⅲ4	その他の施設運営事 業外収益(1~4に該 当しないもの)	有価証券売却益、入所者・通所者以外の給食収益、売店の売上等を記入してください。
IV	施設運営事業外費用	有価証券売却損、入所者・通所者以外の給食用材料費等を記入してください。
		【うち支払利息】長期借入金、短期借入金の支払い利息の額を記入してください。
V 1	特別利益	固定資産売却益、受取保険金などの特別利益(補助金・負担金を除く)の令和5、6年度実績を記入してください。なお、法人税等還付金は含めないでください。
V 2	特別損失	固定資産売却損、火災損失などの特別損失の令和5、6年度実績を記入してください。
		【うち法人税等】令和5、6年度の法人税及び住民税の金額を記入してください。法人税などの税務申告が、併設施設等との経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を施設運営事業利益(施設運営事業等収益一施設運営事業等費用)金額の割合で按分し、調査客体となった介護医療院及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、施設運営事業収益、職員数などを用いて計算してください。

参考資料 [7] (つづき)

(3)-B 介護老人保健施設会計·経理準則

	科目	勘定科目の内容・記入上の注意
Ⅱ 1	給与費	・当該施設・事業所に従事する職員の給与等の合計を計上してください。
		・退職給与引当金、賞与引当金は含めますが、法人本部の管理に関わる人件費については、「10 本部費」に記入してください。
		・派遣社員を受け入れている場合には、その費用は含めず、「7 委託費(1)派遣委託費」に記入してください。
Ⅱ2	医薬品費	医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。医薬品費には、投薬用薬品、注射用薬品(血液、プラズマを含む)、試薬、造影剤、外用薬等の費消額を記入してください。
П3	給食用材料費	入所者及び通所者のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。材料費には、保存食やいわゆる検食分、職員給食分の材料費を含むものとします。また、給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合には、「7(2)患者用給食委託費」に含めてください。
Ⅱ 4	施設療養材料費·施 設療養消耗器具備品	・施設療養材料費には、包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など1回ごとに消費するものの費消額を記入してください。
	費	・施設療養消耗器具備品費とは、注射針、注射筒、ゴム管、体温計、シャーレ、血圧計などの施設療養用具の費消額(払出額)をいいます。減価償却資産にあたらない消耗器具備品も含めてください。
П 5	その他の材料費	入所者等の日用品、教養娯楽のための材料、おむつ等の費消額を記入してください。
II 6	福利厚生費	・福利施設負担額、厚生費など職員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費を記入してください。
		・職員宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額をさします。
		・診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与をさします。
(2)	消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など1年以内に費消するものの費消額を記入してください。ただし、材料費に属するものは除きます。
(3)	消耗器具備品費	医療用、事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので 1 年を超えて使用できるものの費消額を記入してください。 ただし、施設療養消耗器具備品費に属するものを除きます。
(4)	車両費	乗用車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用を記入してください。
(5)	光熱水費	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用を記入してください。
(6)	修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための 費用を記入してください。(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力を高める ような改良に要する費用は含まれません)
(7)	通信費	電信料、電話料、郵便料等の通信のための費用を記入してください。

	1	
(8)	賃借料	・土地、建物などの賃借料及び設備、器械の使用料などの費用を記入してください。(リース料、レンタル料)
		・施設・事業所内でサービスを提供する場合(施設サービスや通所介護等)、一般的に「賃借料」又は「減価償却費」のいずれかには費用が計上されます。
	①土地	賃借料のうち、土地分の金額をさし、構築物を賃借している場合には、構築物分についても土地に含めて記入してください。
	②建物及び建物付属 設備	賃借料のうち、建物及び建物付属設備分の金額を記入してください。建物付属設備とは、電 気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいいます。
	③設備器械	賃借料のうち、設備及び器械分の金額を記入してください。
	④その他の賃借料 (①~③に該当しない もの)	賃借料のうち、①~③に該当しない、その他の費用を記入してください。
(9)	保険料	火災保険料、病院賠償責任保険料、老人保健施設総合補償制度、自動車損害賠償責任保 険料などの費用を記入してください。
	①自動車保険料(自 動車損害賠償責任保 険料含む)	保険料のうち乗用車、送迎用自動車等の自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む) の費用を記入してください。
	②その他の保険料(①に該当しないもの)	保険料のうち、①に該当しない、その他の費用を記入してください。
(10)	租税公課	・固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税、などの租税で、原則として 税法上損金に算入されるものを記入してください。
		・社団、財団、町会などに対する公共的な性格をもつ会費(医師会費など)、賦課金を記入してください。
(11)	徴収不能損失	徴収不能損失引当金(貸倒引当金)への繰入額を記入してください。
(12)	その他の経費 ((1)~(11)に該当しな いもの)	経費のうち、(1)~(11)に該当しない、その他の経費を記入してください。
П7	委託費	・検査、給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃、各種器械保守など、令和5、6年度中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。委託先が併設病院等である場合も含まれます。
		・なお、併設病院等と併せ一括して委託している場合は、検査件数等適切な指標で按分し、 当該介護医療院分(及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業分)のみを記入してく ださい。
(1)	派遣委託費	派遣社員を受け入れている場合には、その費用を記入してください。
(2)	患者用給食委託費	入所者・通所者・職員用給食を委託した費用を記入してください。 材料の仕入れから全面的に 外部委託している場合には、給食材料費を含めて委託費として記入してください。
(3)	送迎委託費	入所者・通所者の送迎を委託した費用を記入してください。

(4)	寝具類洗濯·賃貸委 託費(病衣除<)	病衣を除く寝具類の洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。
(5)	清掃委託費	清掃を委託した費用を記入してください。
(6)	各種器械保守委託費	各種器械の保守を委託した費用を記入してください。
(7)	その他の委託費 ((1)~(6)に該当しな いもの)	委託費のうち、(1)~(6)に該当しない、その他の費用を記入してください。
П8	研修費	研修会費、講師に対する謝金、研修用図書の購入費用、研修のための旅費等の職員に対する研修に係る費用について記入してください。
П9	減価償却費	・建物、建物付属設備、医療用器械設備、車両船舶設備、特殊浴槽などの固定資産の減価償却費について、令和5、6年度末現在の資産総額に基づいて算定された総額を記入してください。令和5、6年度に税法上の減価償却額未満の額を「減価償却費」として計上した場合は、実際に計上した金額を記入してください。
		・施設・事業所内でサービスを提供する場合(施設サービスや通所介護等)、一般的に「賃借料」又は「減価償却費」のいずれかには費用が計上されます。
(1)	建物及び建物付属設 備減価償却費	減価償却費のうち、建物及び建物付属設備分の金額を記入してください。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいいます。
(2)	医療用器械設備減価 償却費	医療用器械設備の減価償却費を記入してください。
(3)	車両船舶設備減価償 却費	車両船舶設備の減価償却費を記入してください。
(4)	特殊浴槽減価償却費	特殊浴槽の減価償却費を記入してください。なお、特殊浴槽を設置している浴室に係る減価償却費は含みません。
(5)	その他の減価償却費 ((1)~(4)に該当しな いもの)	減価償却費のうち、(1)~(4)に該当しない、その他の費用を記入してください。
Ⅱ10	本部費(他の事業のた	・当該介護医療院の負担に属する本部経費について記入してください。
	めの費用は含まない)	・理事会等の運営に係る経費、法人役員の報酬等、法人本部の帰属とすることが妥当なものとし、他の事業やサービスに属する経費(例:新規サービス開設に係る施設整備費等)はこの欄に含めないでください。
	人材紹介手数料	施設運営事業等費用のうち、職員の採用に伴って人材紹介会社等に支払った額を記入してください。
	介護テクノロジーの保 守・点検に係る費用	施設運営事業等費用のうち、介護テクノロジーの運用上で生じた保守・点検等に係る費用を 記入してください。導入時の初期費用は含めないでください。
		※機器の定期メンテナンス及び修理費(例:バッテリー交換)など
Ⅲ 1	受取利息·配当金	預貯金の利益、出資金に対する分配金の額を記入してください。
Ⅲ2	介護職員処遇改善支 援補助金	調査客体となった介護医療院及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業所が介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けた場合に、その金額を記入してください。

Ⅲ3	物価高騰対策関連の 補助金	食材料費、燃料費、光熱水費等の高騰といった物価高への対応として補助金の支給を受けた場合に、その金額を記入してください。
Ⅲ4	その他の施設運営事 業外収益(1~4に該 当しないもの)	有価証券売却益、入所者・通所者以外の給食収益、売店の売上等を記入してください。
IV	施設運営事業外費用	有価証券売却損、入所者・通所者以外の給食用材料費等を記入してください。 【うち支払利息】長期借入金、短期借入金の支払い利息の額を記入してください。
V 1	特別利益	固定資産売却益、受取保険金などの特別利益(補助金・負担金を除く)の令和5、6年度実績を記入してください。なお、法人税等還付金は含めないでください。
V 2	特別損失	固定資産売却損、火災損失などの特別損失の令和5、6年度実績を記入してください。 【うち法人税等】令和5、6年度の法人税及び住民税の金額を記入してください。法人税などの 税務申告が、併設施設等との経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を施設運 営事業利益(施設運営事業等収益一施設運営事業等費用)金額の割合で按分し、調査客 体となった介護医療院及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業分の負担額を記入し てください。この按分が不可能な場合は、施設運営事業収益、職員数などを用いて計算してく ださい。

問4(1) 問4(2) 問4(3) 参考資料[7]

参考資料 [7] (つづき)

(3)-C 病院会計準則

	科目	勘定科目の内容・記入上の注意
Ⅱ 1	給与費	・当該施設・事業所に従事する職員の給与等の合計を計上してください。 ・退職給与引当金、賞与引当金は含めますが、法人本部の管理に関わる人件費については、「9 本部費」に記入してください。
		・派遣社員を受け入れている場合には、その費用は含めず、「6 委託費(1)派遣委託費」に記入してください。
П 2	医薬品費	医薬品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。医薬品費には、投薬用薬品、注射用薬品(血液・プラズマを含む)、試薬、造影剤、外用薬等の費消額を記入してください。
П3	給食用材料費	入院患者及び通所者のための食品について、実際の購入価格によって計算した額を記入してください。材料費には、保存食やいわゆる検食分、職員給食分の材料費を含むものとします。また、給食を委託している場合で、材料の仕入れを併せて委託している場合には、「6(2)患者用給食委託費」に含めてください。
П 4	診療材料費 · 医療消耗器具備品費	包帯、ガーゼ、縫合糸、氷など 1 回ごとに消費するもの及び、注射針、注射筒、ゴム管、体温計、シャーレ、血圧計などの施設療養用具の費消額(払出額)を記入してください。減価償却資産にあたらない消耗器具備品も含めてください。
II 5 (1)	福利厚生費	・福利施設負担額、厚生費など職員及びその家族の福利厚生のために要する法定外福利費 を記入してください。 ・職員宿舎、食堂、売店など福利施設を利用する場合における事業主負担額をさします。
		・診療、健康診断などを行った場合の減免額、その他衛生、保健、慰安、修養、教育訓練などに要する費用、団体生命保険料及び慶弔に際し一定の基準により支給される金品などの現物給与をさします。
(2)	通信費	電信料、電話料、郵便料金など通信のための費用を記入してください。
(3)	消耗品費	カルテ、検査伝票、会計伝票など医療用、事務用の用紙、帳簿、電球、洗剤など 1 年以内に消費するものの費消額を記入してください。ただし、材料費に属するものは除きます。
(4)	消耗器具備品費	医療用、事務用のスケール、計算機など減価償却を必要としないもので 1 年を超えて使用できるものの費消額を記入してください。ただし、医療消耗器具備品費に属するものを除きます。
(5)	車両費	乗用車、巡回用自動車、船舶などの燃料、車両検査などの費用を記入してください。
(6)	光熱水費	電気料、ガス料、水道料、石炭、重油、プロパンガスなどの費用を記入してください。
(7)	修繕費	有形固定資産に損傷、摩滅、汚損などが生じたとき、原状回復に要した通常の修繕のための 費用を記入してください。(固定資産の耐用年数の延長又は当該資産の能率、能力を高める ような改良に要する費用は含まれません)
(8)	賃借料	・土地、建物などの賃借料及び設備、器械の使用料などの費用(リース料、レンタル料)を記入してください。 ・施設・事業所内でサービスを提供する場合(施設サービスや通所介護等)、一般的に「賃借料」又は「減価償却費」のいずれかには費用が計上されます。

	①土地	賃借料のうち、土地分の金額をさします。構築物を賃借している場合には、構築物分について も土地に含めて記入してください。
	②建物及び建物付 属設備	賃借料のうち、建物及び建物付属設備分の金額を記入してください。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいいます。
	③設備器械	賃借料のうち、設備及び器械分の金額を記入してください。
(9)	保険料	火災保険料、病院賠償責任保険料、自動車損害賠償責任保険料などの費用を記入してください。
	①自動車保険料 (自動車損害賠償 責任保険料含む)	保険料のうち乗用車、送迎用自動車等の自動車保険料(自動車損害賠償責任保険料含む) の費用を記入してください。
	②その他の保険料(①に該当しないもの)	保険料のうち、①に該当しない、その他の費用を記入してください。
(10)	租税公課	固定資産税、事業税、消費税、自動車税、印紙税、登録免許税、などの租税で、原則として 税法上損金に算入されるものを記入してください。
(11)	徴収不能損失	徴収不能損失引当金(貸倒引当金)への繰入額を記入してください。
(12)	その他の経費 ((1)~(11)に該当 しないもの)	費用のうち、(1)~(11)に該当しない、その他の経費を記入してください。
П 6	委託費	・検査、給食、送迎、寝具、洗濯、廃棄物処理、事務、清掃、各種器械保守などの令和5、6年度中に委託した業務の対価としての費用を記入してください。委託先が病院等である場合も含まれます。
		・なお、併設病院等と併せ一括して委託している場合は、検査件数等適切な指標で按分し、当該介護医療院分(及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業分)のみを記入してください。
(1)	派遣委託費	派遣社員を受け入れている場合には、その費用を記入してください。
(2)	患者用給食委託費	患者・職員用給食を委託した費用を記入してください。材料の仕入れから全面的に外部委託 している場合には、給食材料費を含めて委託費として記入してください。
(3)	送迎委託費	入所者・通所者用送迎委託費の金額を記入してください。
(4)	寝具類洗濯·賃貸 委託費(病衣除く)	病衣を除く寝具類の洗濯・賃貸委託費の金額を記入してください。
(5)	清掃委託費	清掃を委託した費用を記入してください。
(6)	各種器械保守委 託費	各種器械の保守を委託した費用を記入してください。
П7	研究研修費	研究材料、研究図書等の研究活動に係る費用や、講習会参加に係る費用、旅費交通費等 職員研修に係る費用を記入してください。

П8	減価償却費	
		・建物、建物付属設備、医療用器械設備、車両船舶設備、特殊浴槽等の固定資産の減価償却費について、令和5、6年度末現在の資産総額に基づいて算定された総額を記入してください。令和5、6年度に税法上の減価償却額未満の額を「減価償却費」として計上した場合は、実際に計上した金額を記入してください。
		・施設・事業所内でサービスを提供する場合(施設サービスや通所介護等)、一般的に「賃借料」又は「減価償却費」のいずれかには費用が計上されます。
	建物及び建物付属 設備減価償却費	減価償却費のうち、建物及び建物付属設備分の金額を記入してください。建物付属設備とは、電気照明、冷暖房設備、エレベーター等をいいます。
	医療用器械設備 減価償却費	医療用器械設備の減価償却費を記入してください。
1 1	車 両 船 舶 設 備 減 価償却費	車両船舶設備の減価償却費を記入してください。
	特殊浴槽減価償 却費	特殊浴槽の減価償却費を記入してください。なお、特殊浴槽を設置している浴室に係る減価償却費は含みません。
П9 2	本部費(他の事業	・当該介護医療院の負担に属する本部経費を記入してください。
	のための費用は含まない)	・理事会等の運営に係る経費、法人役員の報酬等、法人本部の帰属とすることが妥当なものとし、他の事業やサービスに属する経費(例:新規サービス開設に係る施設整備費等)はこの欄に含めないでください。
,	人材紹介手数料	医業・介護費用のうち、職員の採用に伴って人材紹介会社等に支払った額を記入してください。
1:	介護テクノロジーの 保守・点検に係る 費用	医業・介護費用のうち、介護テクノロジーの運用上で生じた保守・点検等に係る費用を記入してください。 導入時の初期費用は含めないでください。
,	東 州	※機器の定期メンテナンス及び修理費(例:バッテリー交換)など
Ⅲ1 5	受取利息·配当金	預貯金の利益、出資金に対する分配金の額を記入してください。
	介護職員処遇改 善支援補助金	調査客体となった介護医療院及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業所が介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けた場合に、その金額を記入してください。
1	物価高騰対策関 連の補助金	食材料費、燃料費、光熱水費等の高騰といった物価高への対応として補助金の支給を受けた場合に、その金額を記入してください。
1	その他の医業·介 護外収益(1~4 に 該当しないもの)	有価証券売却益、入所者・通所者以外の給食収益、売店の売上等を記入してください。
IV E	医業·介護外費用	有価証券売却損、入所者・通所者以外の給食用材料費等を記入してください。
		【うち支払利息】短期借入金、長期借入金の支払い利息の額を記入してください。
V 1 4	特別利益	固定資産売却益、受取保険金などの特別利益(補助金・負担金を除く)の令和5、6年度実績を記入してください。なお、法人税等還付金は含めないでください。
V2 4	特別損失	固定資産売却損、火災損失などの特別損失の令和5、6年度実績を記入してください。

VI	税金	・令和5、6年度の法人税(所得税)及び法人住民税(個人住民税)の金額を記入してください。
		・法人格を持っている場合は法人税、法人住民税の金額を、個人による経営の場合は院長の所得税、個人住民税の金額を記入してください。
		・法人税などの税務申告が、併設施設等との経理をまとめた形で行われている場合には、税金総額を医業・介護利益(医業・介護収益一医業・介護費用)金額の割合で按分し、調査客体となった調査対象サービス及びそれと一体的に運営・会計を行っている事業分の負担額を記入してください。この按分が不可能な場合は、医業・介護収益、職員数などを用いて計算してください。

介護医療院 チェックリスト

提出前に、記入漏れ等がないか確認の上、ご提出ください。

設問	チェック項目
表紙	□ 中央のラベルに記載された、「調査対象サービス」を確認しましたか。
	□ ラベル下の(1)電話番号から(5)調査対象サービスの活動状況のすべてに記入しましたか。
問1(4)	□ 会計区分の説明図を参照し、「1. 単独会計」または「2. 一体会計」を選び、○をつけましたか。
問1(5)	□ 調査対象サービスの令和7年4月(1か月分)の実績について、記入しましたか。
	□ 実績がなかった項目については「0」(ゼロ)と記入しましたか。
問1(7)	□ 調査対象サービスと会計を一体的に行っている併設の介護保険サービスについて、事業所番号と令和7年4月(1か月分)の各実績を記入しましたか。
問2	□ 4A 療養棟部門の②~⑤について、「調査対象サービス」に該当する部分と「左記以外」に該当する部分に分けて記入しましたか。
	□ 4B 通所・外来部門について、「介護保険適用」に該当する部分と「医療保険適用」に該当する 部分に分けて記入し、共用している部分は重複して記入しましたか。
問3	【問1(4)で「1. 単独会計」を選んだ場合】
	□ 常勤·非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」欄と、非常勤の「実人員」欄と給料の欄を記入しましたか(常勤の「実人員」、非常勤の「換算人員」の欄は記入は不要です)。
	□ 配置していない職種については、「O」(ゼロ)と記入しましたか。
	□ 給料は「調査対象サービス分の換算人員」に対応する金額になっていますか。
	【問1(4)で「2. 一体会計」を選んだ場合】
	□ 常勤·非常勤の「実人員」欄、常勤·非常勤の「調査対象サービス分の換算人員」欄、非常勤の 「換算人員」欄、給料の欄のすべてに記入をしましたか。
	□ 配置していない職種については、「O」(ゼロ)と記入しましたか。
	□ 給料は「実人員」に対応する金額になっていますか。
問4(1)	□ 「1 施設介護料収益」「2 居宅介護料収益」「3 居宅介護支援介護料収益」に、利用者から 徴収した1~3割負担分を計上しましたか。
	□ 保険外の利用料についてはすべて「5 保険外の利用料による収益」に計上しましたか。
問4(3)	□ A,B,C のいずれかひとつの準則のページに記入しましたか。

調査へのご協力ありがとうございました。

電子調査票は、専用ホームページ(https://r7-keiei.kaigo-survey.mhlw.go.jp)にて**7月14日(月)**までにご提出ください。

- なお、紙調査票は同封している返信用封筒にて7月7日(月)までに投函してください。
- ※1 締切日が決算期と重なる場合は、決算後速やかに提出くださるよう、ご協力をお願いいたします。
- ※2 <u>やむを得ない事由により、締切日に間に合わない場合は、調査事務局(0120-106-615)までご</u>相談ください。